

かも相違はないのであるから、其の御慈悲に依つて生きて働く筋道には全く替る所はありませぬ。

道ばたのちり／＼草の露までに

影をせばめてやごる月かな

観音様や御祖師様などの御器量といへば、まあ、海とか川とか池とかに喩ふべきものであらう、それにくらべると、我等凡夫の器量は宛も道ばたの小草の末に置かれた、露の様な、ちいさいものであらう、處で月は海に宿つても海一杯に満ち、川、池に宿つても一杯であるが、小さい小草の末の露にも一杯に影をやとして居る、皆さんありがたいことではござらぬか、如來様の御慈悲の月の光りは、観音様や御祖師様の様な大海又は川、池にも喩へらるゝ様な御徳の高い、そして大きい器の御胸の中にも御やどりなさるが、實に名もしれぬ、道ばたの小草の末に置かれた、露にも等しき我等のちいさい胸の中にまでも、入衆生心想中と御宿り下さるのであり

ます、斯様に観音様や御祖師様と、變らぬ一筋の御慈悲の光りを受け得た、信仰體得の人は、こゝに永久の生命を得て生れ還つた人であるから、所謂、覺めた人である、菩薩である、観音様や御祖師様と同列に如來様の御國に遊ぶ菩薩であります。観音様や御祖師様は大きな菩薩様で、我等は小さい菩薩である、しかし小さくても菩薩であり、覺めた人であるとすれば、どうか皆さん、大きな菩薩に習ふて、五十年七十年の世渡りに、生命あり、意義あらしめたいものではありませんか、處で我等は、観音様や御祖師様に習ふとは云ふものゝ、何にも彼の行動そのものゝ眞似をするのではありませぬ、つまり、彼の剛健なる、不惜身命の意氣と實行そのものゝ意義を有する精神を學びて、政治宗教教育農工商等の百家各々其の道の爲め、職務の爲め、眞面目に努力するのである、そこに自から人間としての生甲斐があるのであります。

一一一 禪海の菩薩的精神を汲み取られたい

皆さんは多分御承知でもありまじやうが、彼の大分縣耶馬溪の入口の處に樋田の洞門と云ふのがある、洞門とはあれど、長さは三百有八歩高さは二丈徑りは三丈もある大きな隧道であつて、そして數十歩毎に壁を穿つて窓を開き、其の中を人車馬車等まで自由に往來の出来る結構な大道であります、これは昔享保の頃江戸の禪海と云ふ僧が行脚の途次こゝに來り、三十年間の歲月を費して此の道を開いたのである初めこゝは耶馬の鐵鎖渡りとして、一方は耶馬の流れ深き川なり、一方は巖石壁立の山にて、道の開き様ががない、そこで僅に石を削りて足を容る計りの道と、鐵鎖手を引き連ねて、往來に便する位のことにて、實に危険な處ぢや、年々此の處で、誤つて川に溺るゝ者が澤山あつて、地方に於けるなげきの一つであつた、禪海僧はこれを見て同情の念禁じ難く、こゝに大誓願を發し、道を開いて人の難を救はんことを

企て、これより彼の大きな巖山に向つて、鐵鏈を振り、寒暑風雨、三十年の辛苦を経て漸く成功せられたのが、樋田の洞門である、こゝに明和年間に建てられた碑文がある、其中に禪海は首楞嚴經に説である、持地菩薩の道路を開鑿せられた事業の功德と同じと申されてあるのは全く其の通りにて、禪海僧は實に大菩薩であります、彼は自己の衣食の爲めにするのでもなく、又名譽の爲めでもない、畢竟、慈心止み難く、こゝに一身を投出して、世の爲め人の爲めに、斯る大事業を成し遂げられたのである、今時なれば左程の工事とも思はれませぬが、今より百九十八年以前の機械作業の開けて居ない時に當り、獨力此の事を成し遂げたのは、なか／＼容易なことではない、どうか皆さん、此の禪海僧の菩薩的精神を汲取つて、面々の鏡としてみらひたい、そしてどうか、家の爲めになり、國の爲めになる様な菩薩的起行、目の覺めた人たる實行を事とする様に心懸けてもらいたい、皆さん、前來安心より起行に立歸つた信仰の模様振りを説明しましたが、これを概括して申せば、信仰の

安心より起行に立歸つた人

徹底した窮極の眞理は、南無阿彌陀佛の聲に依つて表示せらるるのであるから、常々此の御名を味ひつゝ、各々自分の務めに服し、特に人の爲め世の爲めに全力を盡すのが肝要であります。

なほはげめ四方の佛の立そひて

まもるわが身を身をなをしみそ

これは西山國師の御弟子の證惠上人の御歌であります、皆さんよくよく味ふて下さい。

一八 信仰と五戒

皆さん、私は題の信仰のことは、極簡單に述べて、五戒の事を少し詳しく話さうと思ひます。

◎ 信

仰

如來を信する者は、如來の御恵に預る (攝取)
 如來を信する者は、如來の御護に預る (護念)
 如來を信する者は、如來の御導に預る (方便)
 如來を信する者は、如來の御慰に預る (安慰)
 如來を信する者は、如來の御國に生るゝことを得 (往生)

といふのは吾人が信仰の要旨である。そしてこの信仰の根本は唯阿彌陀如來の御慈

悲の御心を我等が心中に領納するの二にあるのであつて、既に御慈悲の光を我等が胸の手に受け取つて其が全くわが物となれば、そこに生死の解脱は全く願力大悲の一道に依つて得らるゝことを悟り、従つて人生の世渡に缺くべからざる人道といふ筋道も自ら知られて来る。そは我等往生人が願力大悲の道に足踏み入れた、そこに人道なるものも開けて来るのであつて、願力大悲の外に別に人道はない。言ひ換れば如来様の御慈悲の御心を體得した心より發現し来る實行の光を名けて人道といふのである、即ち安心證得より来る起行の實行がそれである。そして此の實行に現はれる風情を經に、

此の光に遇ふ者は、三苦消滅し、身意柔軟なり歡喜踊躍して、善心生ず。

と説かれてある。この意は、御慈悲の光に遇ふ者は、何となう身も意もうるはしうなつて、こゝに善心が發つて來るとの義である。こは如来様の御慈悲の御心を體得せられた時そこに、自ら眼の覺めたやうに人生に新なる心地が發つて來て、今より

は悪いことを止めて、善いことをする人間にならうといふ自覺が生じて來る。

萬善は慈より生ず。

といふのは此事である、斯様に我等の信仰がこゝまで成立つてくれば、やがて各々分相應に、信佛家として信佛家らしい行ひも、人として人らしい振舞も出来る様になつてくるのであるが、先づその人らしい行ひの軌範として、佛は五戒といふ御訓誡を御示しになつてある。

◎五戒と人道

五戒とは、不殺生、不偷盜、不邪淫、不妄語、不飲酒の五の訓誡であります。こは總じて佛敎に教ふる戒律の根本とする所の條件であるから、十善戒十重禁戒等の何にても、皆此の五戒を第一の要件として立てられてあつて、菩薩聲聞等の佛道修行の規準として、凡て此の五戒を基礎とせないものはない。畢竟この五戒は菩薩も

聲明も、さては佛徒たる我等凡夫も皆共に實踐せねばならぬ大道である。常に我等佛徒のみでなく、凡そ人たる者のすべてが踐み行はねばならぬ普通人道における肝要な條件である。

彼の吉備大臣の和教の。

第六、殺生すべからず。

第七、盜を行すべからず。

第八、奸淫を行すべからず。

第九、妄語すべからず。

第十、醉亂すべからず。

とあつて、佛敎の五戒が普通人道敎として、世に傳へられてゐる一例である。特に我が淨土敎所依の聖典たる無量壽經の五惡段に、五惡を誠しめて五善を勸むること極めて懇切であるが、所謂五惡は五戒を犯す罪惡にして、五善はやがて五戒を持つ

ことである。そして此の經の異譯、吳の支謙の譯には、阿彌陀三耶三佛薩樓檀佛過度人道經と題したるものもある。既に我等は、一名過度人道經と名けらるゝ經説によつて阿彌陀佛を信するものなれば、いふまでもなく五惡の無道を誠めて、五戒の善徳を實行せねばならぬ筈である。

所で或者は斯様に申します、大體御淨土參りは無條件ぢや、勿論戒をも持たず行をも修せず、唯御慈悲の一にて參る御淨土ではないか、それに五戒を持つての、行へのといふことはどこにある、それは自力ぢや、雜行ぢやと、説明の始終をも聞かず、頭から異様な顔色をして、耳を傾けない者もあるやうぢやが、どうかこんな人々に殊更篤と聞かして、眞の他力敎の意義を味はしめたなら、佛法のためにも、人道のためにも、多大な効果を顯はすことぞ有うと思ふ。それから、五戒は世間戒ぢやの、在家戒ぢやのと稱して、實行上一向大切なることと思はぬ大乘菩薩たる出家の人々に對しても望みたい、そは出家も人である、既に人たる以上は、先づ普通人道

教的教訓に相應すべく、各々の實踐を期して、模範を衆人に示し、そして眞の菩薩僧たる光を顯はすやう、切に希望して止まないものである。

◎五戒の實現

抑も此の五戒の實行に現はるゝ源は、佛心體得の慈心であつて、これを善導大師は「慈心を以つて相向ひ、佛眼を以つて相看る」

と仰せられてある。此の仰の意を窺ふに、彼の慈心とは如來より領納した、御慈悲の美しい、光ある心といふことにて、此の光ある心を我が心の本體として、そして其の本體の鏡に照して、親は此の心を以て子に向ひ、子は此の心を以て親に向ひ、又夫は之を以て妻に向ひ、妻は之を以て夫に向ひ、更に一家眷屬の末々までも相互に此の光ある心を以て、相向ひ、特に佛眼とて慈悲のやさしい眼を以て、相互に厚ひ思ひやりの間に、相見ゆるやうにせよとのことである。が今少し之を廣い意味に

いへば、人各々相互に隣里郷黨に於ても、町村若くは一國全體に於ても、又は世界的に於ても、此の慈心をもつて相向ひ、此の慈眼をもつて相看るやうに心懸け、それ等各々の實行の上に光を放つやうになれば、世のため、人のために慶福此の上もないことである。されば皆さん此の慈心即ち如來様の御慈悲を領納した美しい光ある心を根柢として、人道の軌範たる五戒を實行するのが、わが他力教の旨趣であるといふことを篤と承知して置いてもらひたい。殊更にわが他力教といへば、此の外に自力教とか、普通佛教とかいふ、何か格段違つた教へでもあるかのやうに思はれますが、實はさうでない。畢竟信仰體得の手段にこそ、自力他力の相違あれ、既に之を體得した後の實行の歸趣に於ては別に異なる所はない。それに自力といふても他力といふても、要する所、慈悲を根本の大精神として、利益衆生の實行を歸趣とする所は同一である。大智度論に、

大慈悲を軸とし、智慧を車輪とす。

とある、こは人は大乘といふ大きな車である、此の人、慈悲の軸木の精神が完備してあつて、初めて智慧の車輪の活動が實現せらるゝこのことである。さて此の慈悲の實現せられたる人を、佛とも菩薩ともいふのでありますが、これを顯揚大戒論の三に、

復次に、行慈三昧その福無量にして、水火も害せず、刀兵も傷つけず、一切の悪毒も中ること能はざる所なり、五大施を以てのゆゑに。乃至、五大施とは、一に不殺生之を最大施とす、不偷盜、不邪淫、不妄語、不飲酒も亦復かくの如し。と示されてある、所謂行慈三昧とは慈心を體として五戒を實行する人のことをいふのである。いかに實行するかといふに、五戒の功德は畢竟わが爲めにするのではなく、慈心唯一切有情の利益を志すのみである。斯様に利益衆生の心掛が此の人の品性となり、従つて此の人の活動が常に此の慈心より發現て、何事をなすにも皆自ら世のため、人のためとなる功德に外ならぬのであるから、五戒の實行がやがて五

大施といはるゝことになる。つまり此の人の身に依つて作さるゝすべての善徳は皆世のため人のために施さるゝのであつて、一物も自利のためにすると云様な心はない。全く一身を抛つて利他のために活動するのである。例せば世尊釋迦牟尼は、世の有情類のために御身を犠牲に供し、彼の王城の金殿を捨て三衣一鉢、別に定まれる住所もなく、唯群生の化導を事とすること。五十年終に筏提河の邊。沙羅双樹の間に涅槃に入らせたまふた。さて世尊御齡八十の御老體をもつて猶且、教化に倦みたまはず、しかも臨末の床は冷たき菩提の上であつた、げに衆生のために仆れて後止むの御心を事實に御示しになつたこと最も貴とく、思へば胸も塞がる次第であるが、たとひ世尊の肉身は双樹の間に消ゆるとも、如來の法身は常住不滅にして、今の世に傳へて尙ほ信教徒の間に活躍しつゝある、そは世尊の慈悲の生命は無限にして、何者も傷つけることはできない、彼の救世の功業は不朽にして誰人も害することはできない。

彼の楠正成公は、皇運回天のために、大戦小戦幾度か奮闘せられたが、刀折れ骨摧けて終に兵庫湊川の露と消えられたが、公が誠忠奉公の生命はわが、世々の國民に傳へて、益す活躍の光を放ちつゝあるのであつて、何者も此の誠忠の生命を奪ふことも、傷つけることもできぬ、慈仁の犠牲は實に永久不滅である。

皆さん、世界人類のために、御身を施したまふた、世尊釋迦牟尼佛の慈悲の功德は何と廣大なものではありませんか、帝國日本の爲に、一身を獻げた楠公が慈仁の功德は何と偉大なものではありませんか、これは彼の『行慈三昧其福無量にして、水火も害せず、刀兵も傷つけず、一切の悪毒も中ること能はず、五大施を以ての故に』と云ふ事實の證明であります。

皆さん我等は固より、釋迦牟尼世尊や、楠正成公のやうな偉大な功德を世に施すことはできずとも、どうか彼の慈悲の精神を體得し、各々分相應に、五戒の功德をもつて、わが家庭にも施し、又社會國家にも及ぼして、せめては世に存在して居る

價值を持つやうにして貰ひたい。どうかたとひ小さくとも細くとも、永久の生命を持ち、不朽の仕事をなす人になつて貰ひたい。

一 不殺生戒

梵網經に。
一切有命の者は、故に殺すことを得ず。
とお説きになつてある、既に一切有命とあれば、上は佛菩薩等の賢聖方や、父母等の大恩ある人を初として、凡ての人類及び鳥獸蟲魚等の下等の動物に至るまで、凡そ生命を有する者は一切皆殺してはならぬとの戒則である、何故殺してはならぬかといふに。

是れ菩薩は、まさに常住の慈悲心、孝順心を起して、方便救護すべし、而るに反つて自ら恣なる心、快き意をもつて、殺生せば、之れ菩薩の波羅夷罪なり。

とある、こは常住の佛性を有する者は、第一慈悲心をもつて、下一切有情類を救護し、又孝順心をもつて、上佛果菩提に至らしむべきやうの、方便手段を運らすのが當然のことである。然るに左はなくして、反て彼等有情類の生命を奪ひ取るといふことは、實にあるまじきことにて、これ菩薩の波羅夷罪なりとあつて、波羅夷罪とは極々重罪といふ意である。

◎一切皆死を懼る

法句經に

一切皆死を懼れ、杖の痛を畏れざるなし、己を恕して譬となすべし、殺すことなかれ、杖を行ふことなかれ、よく常に群生を安んじ、諸の楚毒を加へざれば、現世害に逢はず、後世長へに安穩なり。
とある、又歌に、

身をつみて、人のいたさぞ、しられける、
命はをしき、ものどかはしる。

とあるのは、經文の意をよく詮顯して有ます。

さて此の殺生戒に就て、皆さんは、よく之を持ちますかと尋ねたなら、皆さんは多分斯様に申さるゝでせう、大體佛菩薩等の賢聖や、大恩ある親兄弟を殺すといふやうなことは、勿論のこと、假初にも人を殺すといふやうなことは斷じてせない、が彼の下等の動物たる鳥獸魚蟲の類などをまで、必ず殺さぬといふ誓言はできぬ、されば殺生戒のある部分は持てるが、其の全分は到底持つことはできないと、それは尤ものことである。そこで持戒には具持不具持といふことありて、五戒の全分を缺目なく受持する人と、又或者は五戒中の二三はよく持ちうるが、他は到底持ちかぬるといふ向もある、處で佛は、戒はせひ受けよ、そして堪ゆるに従がつて持てとの教であつて、受戒の新なる光に觸るゝ時、そこにたとひ一部分なりとも、止惡修善の

色が見ゆるやうになつたなら、それが一分の菩薩といはるゝ人であり、之がもし全分持たるゝ人なら、それは全分の菩薩であります。皆さん全分の菩薩たることは萬々願ふ所でありますが、たとひ一分の菩薩たりとも、どうか菩薩といふ仲間にはせひ加はりたいものではありませんか。

それから戒には、持犯開遮といふことがあつて、本來生あるものは決して殺してはならぬのでありますが、場合によつては、下等の動物は申すまでもなく、人類の生命でさへ奪ひ取つて差問へがないと許すことがある、謂ゆる一殺多生といふ類はそれである。

◎ 一 殺 多 生

寶積經に

昔燃燈佛の時、五百の賈人ありて、寶を求めんが爲に、ある海國に赴いた、其の

中に一人の悪人あり、諸人を殺して、獨自ら寶を専有しやうと謀つた、時に仲間の中の大悲といふ者、密かに此の事を知つて、大に驚き思へらく、もし彼れが爲すがまゝに捨置いたなら、多數の仲間の者は必ず殺されて仕舞うであらう、されば我れたとひ、自ら罪を犯して、墮獄の報を招くとも、彼の一の悪人を殺し、わが多くの仲間の者を救はんと、即ち矛を取つて忽ち彼の悪人を刺し殺し、遂に諸人をして、安穩に寶を得て、國に還ることを得せしめた、此の大悲といふのは釋尊が往時の菩薩であり又五百の賈人は菩薩の眷屬であつたのぢや。

とある、斯様に犯戒の犠牲となつて、一人の悪人を殺し、多數の人命を救ふたのは、此の場合に於ける、菩薩利生の大悲であつて、此の殺生は罪にならぬのみならず、却て大なる功德を生み出すことゝなつたのであります。彼の人の生命財産を傷つけたり、又は社會の安寧秩序を害するやうな者を、獄舎に繋ぎ、勞役に服せしめ又は刑の法に處することなどは、これ畢竟多數の國民を擁護する方法として、當然

なさねばならぬ手段であつて止むをえないことである。若し之を等閑に附し置いたなら、世は全く悪人の世界となつてしまつて、人らしい人の住むことのできないやうなことになる、されば一殺多生の手段は至極當然のことゝ存じます。

◎正法護持の戦場に立つた國王

涅槃經の壽命品に、過去世に歡喜増益といふ佛が出世せられた、其の末代に及びて、覺徳といふ持戒堅固の僧があつて、多くの徒衆を教養し特に猛烈に正法の宣傳に力め、従つて大に破戒無慚、濫行無能の惡僧共を罵倒した、其の結果として、惡僧等は各々徒黨を造り、刀杖を執つて覺徳比丘を殺害すべく逼つた。時の國王を有徳と申し、此の出來事をきき、直に臣卒を將ひて現場に至り、彼の惡僧等に向つて兵を交へ奮戦の結果、終に覺徳比丘を危難の地より救ひ出すことを得たが、國王自らは身

に芥子許の完き所なきまでの瘡を帯びて、空しく命終せられました。が此の正法護持の戦場に立つた因縁に依つて、後永く佛道に入つた。即ち其の時の國王は今釋迦我是なり、そして今わが之の金剛不壞の身を得たのは、全く正法護持の戦に力めた因縁に依る。

とお示しになつてある、こは正法護持の爲には戦争をも辭せぬ、正義の爲には敵を死地に陥るゝことをも厭はぬといふ、佛意の御所存を推測し奉るに足る譯合である畢竟人を殺してはならぬといふことは天地の通則である、けれども殺さねばならぬ場合ありて、其の場合の殺人は反つて功德を生み出すことゝなる、謂ゆる場合とは有道の義者が無道の不義者に惱まざるゝやうな場合にて、此の時は正しく劍を執りて正義のために戦ふべき時である。

一旦緩急あれば、義勇公に奉ずべし。

といふ時であつて、丁度有徳王が正法護持のために一身を犠牲に供せられたるが如

く、
 義は泰山よりも重く、死は鴻毛よりも軽し。
 とする場合があります。皆さん我等佛陀の教を信する者、平素よく菩薩の大悲利生の犠牲的道念を鍛練し若も國と國とにおける戦争の場合には、各々勇奮大に國敵の征伐に努力せねばなりません。

◎慈心の發動

皆さん、皆さんはどうも人を殺すといふことは元來あるまじき事であると承知をして居るが、同じ生物とはいひながら、下等動物の鳥獸などは殺しても罪にはならぬといふやうな心地でありませうか、そは強ちさうではありませんまい、古人は、人皆人に忍びざるの心あり。といつて、謂ゆる慈心は人性の通有ぢや、例せば『彼の犠牲の爲に殺さるゝ牛の殺

棘として罪なうして死地に就くがごとくなるを見て、一片かはいさうなといふ慈心に催ふされて忽ちあれを助けてやれ』といはれた王さんの話もあり、又地下の群蟻を見て、洗面の水を流すことを禁めたといふ先蹤もある、特に窓前の生ひ繁つた草に對してさへ、彼の生々とした状を見ては、妄に取り掃ふに忍びずして之を止めたといふ儒士もあり、

朝顔に 釣瓶とられて もらひ水。

と感吟した女史もある。此等は皆是れ人性通有の慈心の發動である。所で此の慈心の發動が彼非情の草木にまで行るゝ様なことは且く措いて、昔時相州極樂寺の仁性師は慈悲の志 極めて深かつた人で、世の貧病者を救療すること二十年間に五萬七千餘人に及んだ、時人呼んで、醫王如來と稱した、師の慈心獨り人類に施されたのみでなく、特に馬病所を造りて病馬を療養せしめられたと傳へられて居る、近時是れと同様に歐米にも日本にも、慈心に富める人々が、動物虐

待防止會といふやうな會を設けて、牛馬をいたはつてやつたり、犬猫の病氣に罹つて惱めるを治療してやるといふやうな、情深い企のあるのは全く人の慈心が獨り人類に加はるのみでなく、其温情は廣く下等の禽獸等にまで及ぶのである、去り乍らいかに慈心に富めばとて、一ケ年に一億圓以上もわが農産物に害を與ふるだらうといふ害蟲や、人の生命に多大の損害を加ふる微菌などをかはいさうなどいふて捨て置いたなら、世は忽ち害蟲や微菌の惡世界と變じて全く人道も佛道もなき闇黒となつてしまふであらう、そこでわれ等は我等人類のために、此等害蟲や微菌を驅除して、人道の進歩を期するのは實に當然のことである。又彼の山の猪鹿、虎狼の類をして人間の占領地を蹂躪らしめぬやう、彼等に對して相當の誅戮を加ふるのも亦止むを得ないことでありませう。

◎蠶や魚族を殺す意義

翻つて思ふに、同じ下等の動物でも彼の蠶の如きは、年々二億圓からの利潤をわが國家に貢獻せられつゝあるのであるが、此等是一種の良仁蟲の類にて、大悲菩薩のわれ等人類に施したまへる功德物に外ならぬものであらうかと思ふ。又海中なにより、産出する所の魚族の莫大なる利益を我等人類に貢獻せられつゝある状態は、何たる廣大なる仁澤でありませうか。之も矢張蠶の人を利する状と變らないのであるが、大體彼等の貢獻を受けつゝある我等人類は、こゝに益々多く彼等の施物を攝め取り、之を轉用して廣く人類社會の幸福の資に供することゝしたなら、そは自他同利益の志を以て之を善用したなら、功德は實に廣大であつて、彼等が一命を抛つて貢獻せられた事柄も無意義ではない、畢竟彼等本來の望がそこに達せらるゝといふやうな次第ではなからうかと思はれる。こゝに皆さんに深く注意を願ひたいのは、妄りに殺さぬやう、妄りに費さぬやうにといふことである。皆さん彼の蠶にて魚族の類にても之を殺すに意義がある。そは之を以て世のため人のために善用す

るの心懸がそれである。斯様な心懸の殺生は全く菩薩の利他的であつて、私は頗る好いことであると信じますが、彼の遊興に事缺いて、山に狩り、水に漁りて生物の殺戮を事とするを樂しむなどは、實に大士仁人の與せざる所であつて、此等無益の殺生は罪惡であります。

◎身を殺して人の病いを救ふた良仁蟲

前に良仁蟲を例に挙げたが、こゝに此の事の因縁を話さう。寶積經密跡力士會に過去世に一大國があつた。時に惡疫流行して、衆人の疫病に罹るもの日に日に増すばかりで、醫者も藥も何等治術の施す道を辨へなんだ、然るに當時具留といふ所に。蟲も獸も名のつげがたない一の生物があつて、人、假に之を良仁蟲と呼んだ、誰れいふとなく此の生物の肉を食へば病氣が平癒するとのことで、毎日肉を切り取りに来るもの夥しく、そして奇妙に効能が現はるゝといふ次第であつた、特に

不思議な事は、日の内に切り取られて骨許りになつたものが、翌日になると本に復して肉が全體に充實して居た、斯くて漸く國中の病氣も全くなつてしまつた。處で良仁蟲に對して御禮をせねばなるまいといふので、多くの人々が具留の地に集つて來た、そして密に問ふた、良仁蟲よ、われ等は汝が救護に依て病氣全快の身となつた、されば汝が恩に報ふるには何を以てしたらよいだらうかと、時に彼は、或者に託して其意を告げられた、

我は、居室、飲食、金銀、珍寶、牛馬、靴具等の一切に就て、何物も欲する所はないが、唯願くは國中の諸の男女大小咸く共に和同して、皆往過を改め、善徳を修し、各々慈心を以て相向ひ、展轉相ひ慰傷して、相見ること骨肉の如く、猶ほ父子の如く、心に害心を懷かずんば、乃ちわが慈養を報ずるものなり。

とあつた。そこで皆々此の教訓を遵守すべく誓ふて歡喜し去つた。さて此の良仁蟲は、釋尊の過去世菩薩たりし時の利生の一であつたのぢやとあります。

皆さん、彼の良仁蟲は自らの肉を切つて衆人の病を治したけれども、彼は之に對する報酬を受けなだ、彼は人の犠牲となつて、それが果して人を利することゝなれば此上もない満悦であつたのちや、さりながら、彼は更に希望を有してゐた、それはもし我れの肉を食ふて利益を得た人々にして、各々自己の今までの罪惡を悔い改めて、後々將に善徳を修せんことを期し、慈心を以て相互に相交り、凡ての人が兄弟骨肉の如く、又親子のやうな親しみを以て相交り、心の底に毛頭人を害するやうな曲つた心を持たないやうにすれば、それが何よりも私への報恩であると申されたのであります、さて皆さん私は思ひます、獨り良仁蟲許りでなく、彼の蠶や魚族などが、皆さんに食うて貰うたり、着てもらうたりして、そして皆さんが衣食足つた上は、止惡修善利生の人となつてほしいといふ希望は、やはり良仁蟲と別に變つた所はなからうと存じます、されば皆さんは、益々多く蠶や魚族等の貢獻をうけて、之を世のため、人のために、善用せらるゝやうに心懸け、そして彼の良仁蟲の教訓を

實行するやうな人となつてもらひたい。げに斯様な心懸を以て作す所の殺生は畢竟殺生でないのみか、大に世を利し人を益する功德事有ります。

◎殺生の種類

皆さん、殺生といへば、多分、銃や劍を以て直に物の生命を斷つことゝのみ思ふやうであります、強ちさうではない、或人は『殺生とは、活動を止むることぢや』と申されてゐますが、其の通である、大體生命を斷つのが殺生の本義ではあるが彼の一時自由の活動を止むるのもやはり殺生である、彼の戦場の捕虜となつた者は軍人たるの活動の能力を止められたのであるから最早死人も同様である、想ふに戦争もさうか人の肉を斷つて死に至らしむるまでの手段を用ゐずして、容易に敵を生捕にして其の活動を止め、それをして死人同様の無力の境遇に至らしむるの方法はないものかしらん、それは兎も角假令一時の間にも人の活動を止むるのは殺生で

ある、彼の世間往々ある習ひであるが、豫定の會議にいつも遅刻する人がある、他は豫定の時間通りに来て、一時間も二時間も詮方なしの雑談をしたり、あくびをしたりして、誰々はまだ出席せられぬが、どうしたことかやといひ乍らも止むをえず空しく會場の捕虜となつて遅刻の人を待つてゐる。されば此の遅刻の人を嚴密に評していへば、一は時間を盗む罪を犯し、一は人の活動を止めて捕虜の状態に陥れた殺生罪を犯してゐる人である、又世に金錢を大切にして之を子孫にまでも傳へ、又公共慈善等の事業に提供して社會の善徳を進め、其の積善の慶餘は、やがて子孫末葉の光榮にも及ぼす程に金錢を活して遣ふ人もあるが、中には放逸遊興のためには金錢を湯水の如く費しながら、偶、公共慈善等の事業に寄附を勧めらるゝやうな場合に至ると、なんのかのこ、小言をならべて出し惜みをなし、活きる金をも殺してしまふやうな族も少くない。其の他日用の衣服道具の類にても、之を大切に持ち扱ふて永く命脈を保存せしむる人もあるが、往々倉略に取扱ふため、三年も五年も

使用して、なほ餘りあるほどの品物を、半年立ぬ間に、もはや役に立ぬものとなつて、取替ねばならぬといふ様な道具殺し品物殺しといふ人間もある。又最も罪の重い傷しいのは、彼の年老ひたる親を、淋しい隠居所の牢屋同様の所へ押籠て、不自由な苦痛を興ふる者や、又目で殺したり、口で殺したりするやうな族や、其他色々の方便詐術を運らして、人を悲境に陥るゝ殺生人もある、斯儀に殺生の範圍は餘程廣いものであるが、今こゝに説きつくすことはできない、中につき身持の悪いために親の命を縮むるといふ一の事實談をなして、自他の心得に供へやうと思ふ。

◎身持の悪しきより親の命を縮むる殺生

予か知人の某は相當な農家であつて、男女五人の子を育てた、そして女子三人は何れも出来がよくて、各々良家へ嫁した。兄は本家を相續し、弟は分家して妻を迎へ子をも持つ身となつた、然るに二人の親達は弟保護の爲にとて、三段餘の隠居料の

田地を持つて分家の方へ移つた、處で兄は申すまでもなく、外の女兄弟などは何も親に似て至極眞面目な性質であるにもかゝらず、獨り弟は天性の酒好で、そして眞面目な農業を嫌ひ、何時も徒らに遊び暮すのみか、同酒飲の族と交り、善からぬ金銭の賭事などに手を出し、僅七八年の間に多大の借金を作り、遂に親より譲りうけた田畑も、家屋敷も賣り飛ばし、剩へ親の隠居料としてゐた田畑までも賣り拂ひ最後に家内は二人の幼兒を連れて生家へ歸り、親二人は面目なげにすごとこと本家の兄の方へ歸られた、斯て彼の弟は流浪の身となつて、時々兄の方へ強請的の乞力をしたり、女姉妹に無理な乞力をして一方ならぬ迷惑をかくるといふやうな爲體にて、實に一族のもてあまし者であつた。然るに、一日予と某と不圖相會した、そして彼は不孝息子の事をいひ立て頻りに愚痴をこぼし、特に近頃は婆々もいたく老衰しました、そして私は時々痲癩に惱まされて實に苦しいことである、が之も畢竟彼の不孝者のために心を苦しめ身を痛めた結果であつて恰度、

おもや苦となる、苦は癩となる、癩がかうじて、命どる。

といふ俗歌の通りで、われ等二人も彼の不孝者のために、斯様に命を縮めらるゝやうな責苦に逢ふて、頓て此の苦しい思ひのまゝに死に行くことかと思へば實に残念ぢやと、涙を拂ひつゝほと／＼語らるゝにつけ予も深く同情したのである。

皆さん己れ自身の身持の悪いために一身の破滅と同時に家庭を壊し、妻子や兄弟に難儀をかくるのみか、大恩ある親の命を縮むるやうな仕向をなすといふことは、實に無慈不順な至りで、杖や刀で切り惱ましはせないが、殆どそれと同様の苦痛を與へたのであつて、いはば大きな殺生である、生殺の風情である。皆さんは素より、こんな不埒な眞似をするやうなことはあるまいが、どうか身持を大切にして親には孝順、夫婦兄弟の間柄は和合、其他一族朋友より凡ての人類に對して、慈悲心孝順心を持つて申すまでもなく、宇宙間に生息する一切の物に對しても、大慈悲を以て相向ひ、相看るやうに心得れば、そこに自ら殺生戒も持たるのであります。

二 不偷盜戒

華嚴經に

自の資財に於て常に止足を知り、他に於て慈恕し、侵損することを欲せず、若し他に屬すれば他物の想を起し、終に此に於て盜心を生ぜず、乃至草葉をも與へざれば取らず、何況や其餘の資生の具をや。

と説かれてある、凡そ盜みますることの罪惡なることは國法を以て制裁せられてある所によりても明かなること、別に佛の御訓誡をうくるまでもないやうであるが、世人の多くは此の罪惡の意義を明確に徹底せられてゐないため、知らず識らずの間に罪を犯し、やがて罪の報の眼前に見え來つた時、初めて打驚くやうな次第である中には側面より觀察して因果應報の空しからざる實證なりと評せられつゝあるにも拘らず、本人自身は猶ほ毫も悔い改むることのないやうな淺ましい者もある。そこ

で佛は懇に『盜むことなかれ』と訓誡を垂れさせられたのである、さて『自の資財に於て足ることを知り。』とあるのは、人各々因縁因果の天分ありて、自他の分限元來劃然と區別せられてあるものなれば、面々に其分を守りて假初にも他の領分を侵したり、人の榮花を羨むやうな、さむしい心を持つたことにて、謂ゆる、富貴に素しては富貴に行ひ、貧賤に素しては貧賤に行ふで、百萬長者は百萬長者の資財に満足して程よく之を運用し、天秤棒一本の資財を有する者は、この天秤棒を正直に使用して自家の生活を全ふし、手と身とより外に何等の資財なき者は、此の手と身とを活用して獨立自存の生計を營み、各々其の分限を踏みはづさぬやうにせねばならぬ。

◎心操の貪弱な長者

假令百萬長者でも、自財に飽き足らず、尙此上の富を積み、更に威福を増長し、

益憍慢心を恣にしやうといふ妄想より、種々の策略を運らして他を凌ぎ、特に金持顔を振廻して、無理非道をも押し通すといふやうな向も、世間まゝ見受くる次第であつて、其の心根の賤劣なること、こは諺に『灰吹と金持はたまる程きたない』といふ例證にふさはしい人格にて、全く長者らしい光はどこにもない。遺教經に、
 不知足の者は、富むと雖も貧し。
 と説かれてあつて、彼れ長者が富を積み乍ら其の心操の貧弱なること、實に地上に臥する乞食にも劣つてゐる。

◎心操の豊富な貧者

處で之に引き替へ、貧乏暮はしてゐるが、人の物には目もかけぬといふ美しい氣質を以て、今日も家内打揃ふて睦じう働いた夕食後の話最中に一人の子供が破れ軒の間より月の輝けるを指差しし。

『父さんあのお月さんは内のお月さんか。』
 と問ふた。父はにこつとして答へた。

『應、さうぢや内のお月さんは明いなあ。』

と、なんと氣持のよいことでありませんか、破屋ながらに之をわが城廓とし、妻子を花ども、實ども見、我身を金錢田畑に代はる資財ども心得れば、安んじて現在の境遇に十分の満足ができます。

かくしても、すめばすみれの 花にさへ
 うさをわする、蓬生の宿

と讀まれた歌の通り、之が自己の分限たる境遇であると達観して見れば、何にも不足はない。そこで他の豪華華美の状を見ること、恰も峰の白雲を見るが如く、われ關せず焉の風情にて、自己は自己の兩足を大地に衝立て、其の分限に應じて、獨立自存するの覺悟さへあれば、そこに自ら無限の興味をも認めらるゝやうになつてく

る。歌に、

よそにのみ 見てややみなん 葛城の

高間の山の 峰の白雲、

とありますが、なんと賤げのない潔白な心操ではありませんか。經に、

知足の人は、貧しといへども富めり。

とあつて、物質的資財こそ乏しけれ、其の高潔なる心操の豊富なること、百萬長者にも勝るの風情がある、斯様な高潔な心操であるから、與へざれば草の葉一枚も取らぬ、まして他の財物を盗むなどのことは毛頭ないことである、實に足ることを知るほど人間の品性を純潔にするものはない。

十善法語に、毘沙佉母、祇園精舎に詣して樹下に寶瓔珞を遺れ去る、此の時下至淨人までも之を心頭に係ける者がなかつた、之れ佛弟子の風儀ぢや。とある、古聖の世に、道に遺物を拾はなんだといふ状と同じことにて、他の財物を盗むどころか、

目にさへ觸ぬといふ清い心操ぢや、どうか皆様、資財の多い寡いに拘らず、何れも佛の訓戒に信順して、こんな清い光ある人となつてもらひたい。

◎汝が物にあらざれば取ることなかれ

さてぼんやりと、盗むことなかれ。といへば、誰も異議なく、よく持つ。と答ふるであらうが、之を嚴密に沙汰すれば、彼の寶間比丘が佛戒をうけ終つて後『いかゞ修行すべきか』と問ひたてまつた時、佛は『汝が物にあらざれば取ることなかれ。』と仰せられた。此の簡單な一語を深く味ふた、彼の比丘は、思へらく、我れ妻子も眷屬も家屋も資産も既に捨てたものなれば今は我物ではない、自分の此の身も實は四大假和合のものなれば、全くわが物ではない、見聞覺知を自心と稱すれども畢竟實體のなきものにて、元來我が物として取るべきものはないと、色心内外の一切我相をはなれ、廓然として、羅漢の證果を得られたと、十善法語に述べられてあつて

取らぬといふ意義は頗る深長な味のあることであるが、われ等凡夫は逆もそこまでの徹底は六つかしい、されば通例盗むといふことはどんな鹽梅かといふに、大體は自己の所有に屬せざる、他の人物貨財等のすべてについて、與へざる物を取ることである。處で此の盗むといふ範圍に於ても、世人の多くは、強盜竊盜詐偽取財等のことを専ら盗人と稱して、其の他の盗み事については餘り重きをおかぬやうな傾きがある、まづ人目を誤魔化して、秤の目や、枱、尺の量を掠め、山境の杭を移しかへ田畑の標を摺りかへ、野荒し、作荒し、其他、田の水を盗み引するなど、極めて見苦しい、野猫か、鳶の、物を掠め取るにも似た類の盗人もあるが、法律の網目がまばらであつて、幸に免れてゐるを、却つて利口らしい顔をする様な無慚無愧の者もある。又建築工事機械製造等の經營などにつき、双方の間に、巧妙な手段を運らして賄賂を收得したり、或は精巧堅牢な見本に依つて賣買の約束をしながら、正しく受け渡した實物は粗製濫造の劣等品ばかりにて、それで以て方外な利益を貪つたり

或は主人が愚昧であるとか、まだ幼年であつて、制裁の能力がないといふやうな所へ附けこんで、彼の財産を私する類の方便盗といふ盗人も世には少くない。又金銭を借つておきながら、其の借る時の約束に背いて、元も利も踏み倒すといふやうな鐵面皮の人間もある、それも先方が富豪ならまだ聊か恕する邊もあるが、爪に火を燈すやうな、始末で貯へた小金を借り出しながら、それを返してやらぬといふやうな族もある。其他多額の給金をうくる向を始め、一日の賃金を取る者にして、それら各々の任務に忠實でないものは、昔の謂ゆる祿盗人といふ類ぢや、斯様に盗人の種類も澤山ありて、今此にて説明しつくすことはできないが、要するに『與へされば一針一草をも取るべからず』といふ訓戒を服膺するものにして、初めて盗人たることを脱るゝ譯合である。抑も我等凡夫の慾情として、最も制止しがたいものが五つある、それは財と色と食と名と睡眠との五慾である、中にも財欲は筆頭第一の重きを爲すもので、此の財欲即

ち金の問題は、人間生活上一日もなくてはならぬ重要な事柄であつて、金といへば命と引替にする程の価値あるものゝやうに重寶視し、誰でも金には腰を折り、頭を下げ、追従も嬌び諂ひもする世の習ひにて、彼の深く之に愛執するのは、實に無理ならぬことである。處で慾情は我も人も同じことであるが、少し違ふ所のあるのは、信仰の有無によるのである。苟も信仰あるもの、こゝに深く慈心を發して、他の愛執に同情し、我も惜しい、定んで彼も惜しからうと思ひやりて、彼の愛執を侵害せぬやうにするのが、慈心あり道念ある者の取るべき道である。それを唯自己の慾情を充さんが爲に他の所有を奪ひ取るのは、恰も犬猫の自ら腹を充たさんが爲に他の餌を奪ひ取るのと同じことにて、實に淺ましい状態である。經に

慈恕して侵損せざれ。

とあるのは、こゝの意である。

上に述べし如く、五戒を五大施とせられたる中にも、偷盜戒は大體行慈三昧に住し

て、人の領分を侵害せぬやう、他の所有物を取らぬやうにこの事にて、頓ては他をして其の處に安堵せしむるの徳を施すこととなる。されば盜戒實行の根本義は、行慈三昧の信念に存するのであつて、正しく此の行慈三昧の人となれば、自ら因縁因果の天分を守りて、一切他の物には目をかけず、勿論人の榮華を羨むやうな、さむしい心を持つぬのみならず、明暮如來の冥見に照されて、自ら清い心と、眞面目な行ひをなして、處世の本分を全ふせんことを期することとなるから、此の盜戒を犯すやうなことはない筈である。どうか何方も細心に注意して、佛陀の訓戒たる『與へざればたとひ一針一草をも取るまじ』との心懸が何よりも大切なことであると心得られたい。

三 不 邪 淫 戒

華嚴經に曰く、性として邪淫せず、菩薩、自の妻に於て足ることを知つて、他の

妻を求めず、他の妻と妾と、他の護する所の女と、媒定まると、及び法の爲に護せらるゝとは(自妻たりとも齋戒清淨の日等なり)尙貪染の心だに生ぜず、何況や、事に従はんや、況んや非道に於てをや。

と、こは菩薩不邪淫の行爲は菩薩の天性であつて、此の性はいかなる場合に於ても改まることがない、彼れ菩薩天然の性徳は恰度無垢金のやうであつて、いかに彼を誘惑しても、彼をして無慈行欲の穢れたる身たらしむることはできない。それは「新に沐ふ者は必ず冠を弾く、新に浴する者は必ず衣を振ふ」の類にて、方便誘惑しても邪淫の垢穢には觸れない、渴しても熱湯を飲むやうな振舞はしない、是れ菩薩自性の道念が許さぬからである。皆さん菩薩は眼の覺めた人ぢや、即ち心眼の開けた人で、やがては皆さんのやうな信仰ある人のことぢやが、世に蛇を怖れないものは盲人のことであつて、清目の人の蛇を怖れない者はない筈と同じことにて、信仰ある眼明の菩薩は自性として邪淫の害を怖れて、之には觸れない筈である。次に菩薩

の妻に於て足ることを知つて他の妻を求めず等とは、凡そ陰陽相配し、剛柔相ひ和し、此に萬物の成育を見るのは、天地自然の常相である。そこで佛も一夫一婦の配偶を是認して、妻を有する菩薩よとの給ふてある。處で此の菩薩が自妻に於て足ることを知るとあつて、古の菩薩も今の菩薩も共に、自妻に於て足ることを知りえたなら一家は無事である。「女房に亭主が惚れて家は無事」といひますが、亭主が女房に惚るゝと同時に女房が亭主に惚れねばならぬ。若しさもなく、餘所の男に惚るゝやうなことがあつたなら、それは破鏡の本にて、自滅はいふまでもないことぢや然るに今の經には唯男子のこのみを沙汰して、女子のことはないが、女子も準へて心得てもらひたい。尙夫の妻に對する心得に就て、六方禮經の教訓を左に話さう

◎夫の妻に對する五事

經に曰く 夫の婦を視る亦五事あり、一に出入に婦を敬すべし。

五ヶ條の第一は、夫が用事を帯びて他出の場合には、先づ婦に對し何々の用事にて何處へ行くぞ、そして歸りは何時頃ちやと告げおく、そこへ誰が尋ねて來ても、主人の行先も分り、歸りの程も何時頃と聞けば、頗る要領が得ておつて、何となう家庭和合の奥ゆかしい状も推し量らるゝ譯ちやが、之に反して、主人の行先も知らず何時歸るか私は存じませんなんといふやうなことで、畢章婦たる者の耻で、そして夫が婦を侮蔑してゐるといふことも見透かざるゝ譯合である。又世間往々あることちやが、彼の婦が夫に向つて何か注告がましきやうなことで、直に女の知つたことでないと言にはねつけて仕舞ひますが、これは甚しき侮辱である、それが婦の胸に烙印を捺したやうにいつまでも消えないで、夫婦間に面白からぬ隔の生ずる本ぢや、されば何事によらず婦を輕蔑するやうなこのないやうに彼は我家の添柱ちやと心底から敬愛せよとの意である。

二に、之れに飲食せしめ、時節を以て衣服を與ふべし。

こは夫が婦に對する當然の責任であつて、家庭日々の食料や、時候々々の衣服の必要に對して、相當の手當を爲し、家内の面々に見苦しからぬやうの體面を持たしめねばならぬこのことぢや。

三に、當に金銀珠璣を給與すべし。

こは、婦の頭の飾としての金銀や、手先に飾る珠の類なども、それ相應にあてがい與ふるの必要なことであつて、男と同じ様に、強ち無用の事として斥くるのは不可ぬこの意ぢや。

四に、家中の所有多少悉く用ゐて、之に付すべし。

こは、家中の所有たる家具夜具、其他一切の道具什物は、之を皆婦に任せおいて自由處理せしめよこのことである。

五に、外に於て邪に傳御を蓄ふことを得ざれ。

こは、外に妾宅を置くやうなことは不可ぬこのことぢや。妾といふても一概にはい

へないが、世間往々外妻沙汰より家庭の紊亂を惹起することがある。或人は妾といふ字を分析すれば、家に波風立つ女、と申された。元來妾を置くことのよろしからぬことは誰も承知のことであつて、置妾當面の主人自身に於ても、妻や子に對して何となう遠慮氣味の見ゆるは争はれぬ事實にて、家庭に眞の和合を期することは六かしい、そのみならず世間の風聞も云何と案ずるのあまり、寧廢妾しやうかと煩悶する向も少なからぬこと、察せらるゝが、そは出來うべくば思ひ切つて止めるがよいが、關係の事情が到底止めることを許さぬとすれば、是非ないからそこに主人は誠意を以て、常々家庭と妾宅との調和を謀り、双方の氣分を融合せしむる様の心懸が肝要ぢや、一體に世が進み社會の組織も追々に改造せらるゝにつれて、自然置妾の風習もなくなるであらうが、これから家庭を造らうといふやうな人々は、斷然此の風習に感染せないやうの決心を以て、家庭の平和を保ち、特に佛教信者たる者は佛の教訓に信順せねばならぬ。

さて夫が自妻に於て足ることを知り、又自妻を敬愛すること佛の教訓の如くであつたなら、彼の無量壽經に説かれてある。

自妻を厭ひ憎みて、私に妄に入出して、家財を費損し、事非法を爲す。

といふやうな失態を現することはなからうと思ふ。處で、世には存外此の敬愛すべき自妻を厭ひ憎むのみか、他の妻を戀愛して道ならぬ邪姪に墮落したり、獸慾を恣にして、無慈悲道の邪姪を犯す者の少くないのは、慨はしき次第であります。

大體他の妻に愛を注ぐことの道ならぬことは誰知らぬ者もなく、勿論佛の邪姪すること勿れと訓誡せられたことも、此の事が第一の箇條ではあるが、邪姪は唯之ればかりではない、假令自妻に於ても胎兒圓滿の時、病氣の時、齋戒の時、若くは非支非量、非處等の場合を顧みず、強ひて自意を恣にするのは、やはり邪姪である。それから經に、六親等の醜交を説戒せられてあるが、そは父母兄弟姉妹などの間に發する劣惡な關係については、古來の史書にも傳へられてあることぢやが、今の世

に於ては、よもや左様のことはあるまいと信ずるのではあるが、若し萬一にもあつたなら實に不倫此の上もなき醜事であつて、野獸と等しく、全く人中へ顔出のならぬ代物にて、彼等は唯愧死するの外はない。

又彼の父母等の保護の下にある處女、若くは婢女などの操を汚すことも、やはり邪姪であつて、彼等が行末に開くべき幸福の花を傷害することの罪惡たることは明なことにて、慈心あるものゝ爲すに忍びざるところである。其他邪姪に關することも少くはないが、今は略しておく、要するに妻を有する人は、自妻に於て足ることを知り、假初にも他の妻に目を觸れず、そして他の保護の下にある處女、又は婢女などを弄ぶやうなこともなく、家庭の内行極めて清く正しき状態にあるのが、この不邪姪戒の教訓を遵守して居る人である、尙ほ青年男女等の邪姪に關することも、例して知るべし。

四 不妄語戒

此の御訓戒の、妄語せざれ。といふことを平たういへば、虚言を云ふなどいふ事であるが、更に言ひ換ふれば、『實語せよといふ』意になります。之につき、大智度論にこんな物語があります。

◎實語は第一の戒

昔、須陀須摩といふ王さんがあました。此の王さんは常に實語を本として、淨戒を持たれた方であつた、が或る朝、諸の侍女を伴ひて園に遊ばれた。當時、出門の折柄一の婆羅門が來つて、どうか、私の貧窮を救ひたまへと乞ふた。慈悲深い王さんは、之を聞き召されて仰せらるるやう、私の還るを待て必ず施與すべしと。さて園遊且くにして、何處ともなく兩翅の鹿足王が來つて、王さんを捕へて、忽ち空

へ飛んで遠き山に去つた、そして此の山には王さんより先に諸國の王さんが九十九人も捕へられて来て居て、何れも悲惨な状であつた、處でこんな中に、獨、須陀須摩王は何故か丁度小兒の泣くやうな鹽梅に、大聲を揚げて泣るゝから、鹿王は怪しく思ふて、何故、其様に悲いかと問はれた。それに答へて、我は此に捕へられたことも、また死することも怖るゝ譯ではない、唯遺憾に思ふのは、信を失はんことである、我生れて以來曾て一度も妄語したことはない、然るに今朝出門の際、一の婆羅門に對して布施の約束をして置いたが、實は無常を慮らざる結果、今は彼の婆羅門の信に背き、自ら欺の罪を招くを悲しむのであると宣られた。鹿王は靜に之を聽きとりて甚く感じた。其許は夫程妄語を恐るゝものとすれば、今より七日間の日を期し、國に還つて布施することを評すから、日を経て再び此に來れどあつた。そこで王さんは歎んで本國に還り、約束の布施を爲し、且太子を立て、王となし、其他國事萬端を整理し、將に再び鹿王の所に至らんとするを、國民及び諸の親族等は舉

つて之を留め、願くは止りて我等を慈陰したまへ、王請ふ彼の鹿足王のことを心頭に懸けたまふな、吾等は鐵舍奇兵を誤けて、王を守り奉るべし、たとひ、鹿王、神なりと雖も畏るゝに足らずと。時に、王は左の一偈を説いて、遂に一身を捨て、道に殉ずることを示された。

實語は第一の戒、實語は天に昇るの梯子、實語は大人となし、妄語は地獄に入る我今實語を守り、寧身命を棄ることも、心に悔恨あることなけん。

と此の如く思惟し已て、遂に鹿王の所に至つた、鹿王は遙に之を見て、非常に歡ばれた、其許は是れ實語の人である、世の人すべて身命を惜む習ひなるに、其許は死をも怖れずに再び遷り來つたのは、實に信ある大人であると讚じた。そこで、王さんも亦實語するものを人とし、非實語するものを非人とする、大に實語の徳を讚じて鹿王に實語を勧めた、鹿王之を聞き、清淨の信心を得た、此に於てか、彼の鹿王の申さるゝやう、須陀須摩王よ、其許は今より本國に還りて永く保命安堵せられよ

又此にある九十九人の諸國王は其許に附與するから、随意にせられよ、とあつた。王さんは喜んで之を領承した。そして九十九王と共に各々本國に還りて永く安堵せられたと有ります。皆さん實語の徳に依て自ら横難を通れ、且九十九の諸國王を死地より救ひ出して、各々安堵の境界に至らしめたといふことは、實に偉大な功德ではありませんか、不妄語戒の徳は實に廣大なものではありませんか。

◎萬事を詐らぬこと

十善法語に、不妄語戒とは萬事を詐らぬことぢや。と有ます通り、若し人が詐らぬといふことになつたなら、人道そこに立ち、社會萬般のことも、皆そこに行はるゝことゝなる、恰度彼の天の日月星辰は、萬古詐りなく其の軌度を踏んで運行を止めないから、人は之を信じて、明日よ來年よ、といふ將來の約束を爲し、又地上の草木は年々歳々花咲き葉茂り果熟するの約束を守りて、一毫の詐りもないから、

人は之を信じて肥料を施し、手入をも作して、之れが成育を期するのである、獨り自然の上に行るゝ約束ばかりでなく、人爲的作業に就ても詐りのない約束は屹度行はれる、彼の鐵道驛に行つて見ると、何時も發車時間ちようど、といふ頃には四方より多數の人が集つて來て、豫定の通り發車することを信じて待ち受けて居る、又郵便函に、信書を投ずれば必ず先方へ届くといふことは誰も疑はない事實である。こんな鹽梅に、詐りのないことは其事其儘に受けとられて、自他の爲にどれだけ多大の便宜と利益を得らるゝであらうかと思ひやらるゝのである。

◎意業の不妄語、季札の故事

さて不妄語といへば、唯口に虚言詐りをいはぬことゝのみ思ひますが、決してさうではない。彼の史に吳の季札といふ公子が中國に使せし時、初に徐の國を過つた徐の君、季札の帯びて居つた劍を見て、欲求するやうな色が顯はれた、季札之を知

りて劍を興ふる意はあれど、今、中國に使用する時なれば、其を言に發せずして去つた、後、中國の使の事已つて、復徐を過つた、時に徐の君既に卒してゐたが、季札は其の墓所に往つて、樹枝に劍を掛けて去つたのである、こは、初め興へやうと志した、誠意を貫いた意業の不妄語であると、十善法語にも示されてある。

◎身業の不妄語、藤樹先生罪人を救ふ

又、人の道に、近江國の大溝にて一罪人があつて牢獄に囚はれて居たが、併し左程の大罪といふ程のことでもなかつた、郷村の者共は中江藤樹先生の許に行つて、先生何卒早く宥さるゝやうに御言葉をかけて下されど歎願せしに、其の旨を通じてやらうとて、夜に入りて役人の許に往き、夜の深くなるまで四方山の物語をなし、罪人のことは一言もいひ出さずして歸つて來られた、其翌日に至りて、役人は彼の罪人を宥さるゝと、下役の者は何とて今日速に宥さるゝのであるかと問ひしかば、彼は

藤樹が扱ひある上は別に詮議するの必要はないと答へられしに、重ねて先生の御物語の内、其の者の話がありましたかと問へば、否別に其話はなかつたが、先生が夜陰に來られて、何くれと語られた其言葉の模様で吾が心にそれと察したのであると答へられたとのことなるが、之れ一に藤樹先生の熱誠が不言の裡に役人を感動せしめたのであると。

さて近江聖人の稱ある、藤樹先生其の人は、實に何事についても詐らぬ人である。今此の人が、夜陰に態々訪問せられたのは何事であらう、罪人の事には一言も及ばななだが、罪人を救ひに來たといふことは慥に讀めた、彼れ程の人が助けやうとするのちやもの、別に詮議はいらぬと迄信じた。そは藤樹先生が不妄語より來る身業の徳の現はれである。

皆さん不妄語戒の徳は實に貴いもので、昔釋迦如來御在世の當時、いかなる邪見暴惡な者でも一たび如來の影を見たとまつれば、早や尊容の光をうけて心氣一轉し

やがて善哉とお聲がかゝると直に意も解け、頓に邪見を翻して正道に歸したとある
これ如来曠劫に施し給へる不妄語の徳の然らしむる所であります。

皆さん、不妄諸戒の事をもう、少し説明しやうと思ひますが、それにつき此の戒
の中に含まれてある不綺語、不惡口、不兩舌のことを語れば、自然意味は明かにな
つて來ます、先づ不妄語戒の中に他の不綺語等の三戒の含まれてあることを、

◎不妄語戒の中に兩舌惡口綺語の三戒を攝すること

十善戒法論に斯様に申されてある。

按ずるに、兩舌、惡口、綺語の三戒は妄語の中に總攝す、皆是れ虛妄無益の語な
ればなり、五戒には合して説き、十善には開いて出す、大灌頂神咒經に、佛、
執持長者に五戒を授けたまふに、善男子汝よく惡を遠ざけて、善知識を求むべし
佛曰く、第一不殺、第二不盜、第三不邪淫、第四不兩舌、惡口、妄語、綺語、第五

不飲酒といへり。

これ妄語の所に兩舌、惡口、綺語を開き説いて、共に妄語の攝なることをしらしむ
智度論に『四種の口業を説く中に妄語最も重し。』又曰く『但妄語と説けば既に三事
を攝す』といふこれなり。

◎不綺語

先づ綺とは織り模様のある絹のことにて、あやある詞、正しからぬ辭のことを意味
したのである。十善法語に『模様ある言は質直を失ふて散亂を招く』とありて、綺
語は人を惑はしむる害がある、又は雜穢語、或は無義語ともいふ、彼の滑稽、輕口
巧言、戲言、情詞、狂言、其他、無理、無利益の雜談等は皆綺語であつて、信仰あり
道念ある士人の口にすべき者でない。同法語に『凡そ大人なる者は、言語少き習ひ
ぢや、まめかざりたる言、あやある辭、義理にかなはぬ詞、皆其の人品に相違す、

若し言へば大人の道に違ふて此の綺語戒を破るのちや』とある。

凡そ男でも女でも、多辯はあまり見えのよろしからぬものちや、大人は言語少なき習ひとあつて、兎角寡言にしてつゝましいやうな風情は、何となう奥床しいが、彼の對手の誰れ彼れを選ばず、唯己が思ふまゝの雜穢語を續發して、毫も聞く者の辛さを顧みないやうな状の見ゆるは全く其の人の不真面目にして、淺慮なる程が見え透くやうである、特に彼の追從輕薄な口振をもつて、べら／＼と御上手を言ひ立つるなど、側で聞くさへ淺間しい感じがせられて何となう其人の賤劣な心底が窺はれます、こんな不真面目な族や、追從輕薄な人間は、知らず識らずの間に、人を不真面目に導き、且輕薄化し去ることゝなる。孔子の、『巧言徳を亂る』といはれたのは此類をいふたのであらう。又世に彼の人は面白いことをいふ人ちや、口合が上手ちやなどゝいはるゝ者もあるが、こは多くの場合に於て、人より輕しめらるゝものなれば、何れも自ら省みて大に慎まねばなりません。たとひ一時の興に乗じた場

合といへども、人を輕賤したやうな言語は、決して口外すべきものではない。言ふ者は無意識の座興ではあるが、言はるゝ方には肝に銘じて何時までも忘れられない大體綺語は悪口兩舌等の如く、其罪著しくなきのみならず、多分人を喜ばしめたり、又は一時の戯れに止る位のこと、左程悪いこととも思はれないが、深く之を思惟して見ればこは決して輕々しいことではない。極めて細心に慎重な心掛をもつて護持せねばならぬことであります。

●不兩舌

十善法語に『此の不兩舌戒は平等性ちや、和合の徳ちや、人に交つて友愛親好の心あるが此の戒の趣ちや』とありますが、世の凡夫は謂ゆる平等性なる真理の光りを見失ひて、心中は眞の闇ちや。そこで恰度闇中に物を探るが如く、自己の當て推量を以て我他彼此の區別を立て、そこに愛憎の念を發し、やがては彼と此との間に、

一枚の舌を二枚に使ひ別けて、善い中を悪くしたり、双方に鬭亂を企て、物事の破壊を來すやうな悪い仕向をなす癖がある。此の悪い癖のないのが菩薩であるが、我等お互に佛の慈光に觸る者は、どうか一枚の舌を二枚に使ひ分をするやうな卑劣な根性を捨て、平等和合親好等の諸徳を具へた菩薩と同じ風情の人になりたいものではありませんか。

兩舌を又は、離間語と申して、自他の間に隔をなすことである。彼の當麻曼陀羅の下輩の繪相に、唐垣がある、それを注記に兩舌を表したのぢや。とあります。それは垣に内外表裏の隔あるが如く兩舌には内外表裏があつて、親子の仲が好くないとか、夫婦の間が圓満でないとか、家庭が和合せぬとかいふことは、多分此の兩舌から發つて來て、親子、夫婦の間に一種の垣が築かれてゐるのである、例せば子息や娘が、親の前ではまだ子供のやうな顔をしながら、陰では最早一人前以上の惡風俗を演じてゐるといふやうなことは是れ形の兩舌であつて、此事が世間の人の口に傳

へ、親の耳にも入るといふ事になると大變なことぢや。そこで親も最早油斷が出来ぬと警戒をなし何事にも疑の垣を隔て、見るから、善いことも、悪いことも、相互に筋が通らぬやうになつて遂に親が子を悪んだり、子が親を怨んだりといふやうなことになる。

又、こんなやうなこともあるであらう、主人は近頃どんな用事のあるかはしらぬが、毎度夜の深更に及んで歸つて來るがと思ひながら其まゝに過ぎ行きつゝあつた折柄今夜は格別に遅かつた、そこで妻は思ひあまつて尋ぬるといふことになつた、さて正當なことで夜の更たのなら譯もなく答へらるゝが、少し打明にくい内證事でもあると、勢ひ表裏の二枚舌を使ふことゝなる、若しこんなことが度々のことになると、終には夫婦の腹の中に大きな垣ができ、やがて家内中に面白からぬ波風が起つやうな仕様になつて來る。又或は妻の仕振が氣に喰はぬとか、金錢の使ひ道が明かでないとかいふやうなことにて、そこに萬一誤魔化しの表裏ある二枚舌を使ふや

うなこともなつたなら、それは容易ならぬことであることはいふまでもないことぢや、斯様に家庭に於て表裏ある兩舌を使ふやうになると、親子の親好も、夫婦の和合も自然に破れて、家事萬端の亂階はこゝから發つて来る、獨り家庭のみならず、社會に於ても、或不真面目な人間があつて、彼には好言を吐き、此には危言を傳へて双方の間に惑亂を起したり、或は兩方をうまくあやつりて自分のみ獨り利益を占むるごいふやうな事をしたたり、其他兩舌を以て多人數の相談事を打壞したり、又或る事業の進行を妨げたりといふやうなことが間々あることにて、兩舌の家庭を禍ひし、社會を害することは實に怖るべき次第である。又世に讒言中傷の行はるることもやはり兩舌離間語に依るのである。彼の賢才の士の頻りに官位なども進み、名譽の聞えの甚だ高きを嫉み、或者は無實の言を放ち、又密に陷罪を造つて中傷を試み遂に彼をして千尋の溝壑に陥るゝこと、例せば○

◎時平の讒言道眞を筑紫に配流す

彼の延喜元年藤原時平等の讒言に依て、菅原道眞公の筑紫に配流せられしが如きはそれである、時平は自分の才能の足らざるを省みず、彼れ藤原氏歴代の權勢に驕りて、賢能類ひ稀なる道眞の卑官より頻りに進んで、右近衛大將右大臣にまで昇進し宇多上皇并に、醍醐今帝の御信任厚きに反し、自らは左近衛大將左大臣ではあるが、一向御上の信任の薄きより、大に妬心を發し、源光、藤原定國、菅根等と相謀り、ある日、『道眞は上皇の寵を恃み、近頃にては陛下を廢し、女婿齊世親王を立て、帝位に即かしめんとしてゐる。』と天皇に讒言した。天皇は此の言を信じたまひて、道眞を流罪に處したまふたのである。道眞は事の意外なるに驚き、

流れゆくわが身もくづとなりぬとも

君しがらみとなりてどいのよ。

の和歌を上りて、上皇の救ひを求めました、やがて上皇は、急ぎ天皇に御對顔ありて、救ひの道を計らんと思召され、馳せて宮中に入らんとせられましたのを菅根等の徒が門を杜ちて入れ奉らなかつた。そこで上皇は止むをえずして還御あらせられました。こゝに於てか道眞は遂に子女三人と共に各々別々に配流せられたのである、こは彼の時平菅根等が讒言を構へて天皇と道眞との離間を謀り、特に上皇と天皇との御對顔を空しうし奉つた横暴の舉動は實に惡むべきの至極である。處で後、延喜三年道眞公は太宰府の配所に逝きましたが、元來無實の罪であつたのぢやから、延長元年遂に本官に復し、正二位を贈られました。これより先き、民間にては京都北野に祠を建て、道眞を祀りて天満天神と崇めました。朝廷にても遂に之を一社となし、其祭典を擧げらるゝことゝなりました。そして一方讒言中傷を逞ふした、時平菅根等は各々壯年にして病歿せられました、此の如く兩舌離間語の害は實に怖るべきものではありませんか、佛の之を禁戒せられたのは至當のことであつ

て、吾等教を奉ずる者は勿論、誰人も此の『兩舌する事勿れ』といふことを拳々服膺せねばなりません。

◎不惡口

惡口又は兇惡語ともいふて、あら／＼しい言、又は／＼しい語を以て人を罵り辱しむることぢや、そして之を戒められた佛の御意の存する所は、やがて愛語せよとのことである。愛語は四攝の一にて信仰ある者の心中には、無限の歡喜を含むが故に、自ら和顏愛語の色は現はれ出づる筈の者ではあるが兎角凡夫のことなれば、往々心中の光を掩ふて惡言兇語を吐き出し、従つて自己の品位を失ふやうなことが多いのである。特に世の信仰も道念もなき者に至つては、間々身を害し家を破るやうなことも惹起するのである、そこで佛陀は

汝等比丘よ、若し人ありて來つて節々に支解するとも、當に自ら心を攝めて瞋恨

せしむることなかれ、又當に口を護つて悪言を出すことなかるべし。
 と教へられました。たとひ身は八裂にせらるゝやうな辛い目にあふことありとも、
 恨を含んだり、特に腹立紛れに開放題の悪言を吐くやうなこのないやうに慎まね
 ばならぬ、之を慎むのが真に入道出家たるものゝ本分ぢや。畢竟慈悲忍辱は出家の
 生命とする所であるから何事を忍びても此生命を全ふせねばならぬ。諺に『口は禍
 ひの門』とも、『言ふ口に咎あり。』とも申されてあつて、悪口の怖るべきは誰人も承
 知のごとであらう。處で慈悲忍辱を生命とすることは獨り出家のみではない、苟且に
 も佛の教を信受する者は何れも同様に心得て、いかなる場合にも悪言危語は吐くま
 じとの誓ひを立て、稍度量の寛大な大人らしい品位を保つやうにして貰ひたい。龍
 舒居士の口業勸戒圖に○

今、人一人人を稱め、其人終身賜を受け、福ひ子孫に及ぶ者あり。一一人人を陷
 れ其人終身害をうけ、累ひ子孫に及ぶ者あり、口業豈に重からずや。とあります。

◎ 塙保己一

彼の、群書類聚の著者としても、又盲人の國學者としても名高い塙保己一翁が二十
 二歳の頃、或る一書を著述して、之を師の雨宮須賀一檢校に見せた、師は心中大に
 喜んだ、そして彼れに向て「非常に善く出来てゐる」と譽められたが更に言を改め
 ていはれた「其許程の學問に堪能なる器であつて、こんな小著位を事として居るの
 は、甚惜いことである。更に思をかへて今一際大きな志を立てらるゝがよろしから
 ん。』と 何時も變らぬ誠意に充ちた温言を以て勵まされた、茲に於てか翁は大に感
 奮し、益々國學を専攻し、後三十四歳より七十七歳まで四十餘年の歲月を閲して、
 三千餘卷の群書を類聚して、之を世に刊行するに至つた。こは翁の素志もあつたで
 あらうが、師の稱詞と策勵とに感じて、此に一大勢力を集注し、遂に日本に於ける
 國學の大家といはれ、盲人の著述家として唯一の大人物と稱せらるゝやうになつた

のである。一言人を稱め其人終身賜をうけ、福ひ子孫に及ぶ者ありと、いはれた
王日休の言、實に人を誣いざるものにて、師の稱詞と策勵が翁の如き大人物を造り
出し、そして學界に鴻益を貢獻せらるゝに至つた。こは是れ獨り翁と翁の子孫の福
ひたるのみならず、實に國家の福ひであります。

◎明智光秀

之れに反して、彼の織田信長公は臣下の明智光秀を遇すること頗る冷酷であつた。
曾て酒醜の際七合入りの盃を光秀に與へて飲ましめんとせしも、光秀辭して従はず
信長劍を抜いて、さらば之の劍を飲むか、と突きつけた、光秀止むことをえずして
酒を飲んだ、そは劍を飲むかとは、酒を飲まねば殺すぞといふことにて、此の亂暴
なる悪言危語に對しては、餘程堅固な道心と修養ある者にあらざれば、到底甘受す
ることのできない難事である。彼れ光秀は此の難事を甘受したのではなくして、暫

く怒を隠して此の場を忍んだが、之がそも／＼彼れが玉を打碎くに至る原因の一つ
である。天正十年五月徳川家康を江州安土に饗應せし時、信長の命に依り、光秀は
馳走役を勤めた、處で饗應振りが餘り鄭重に過ぎたといふので、信長は非常に光秀
を面責し、特に饗應の席を草鞋のまゝに蹂躪して器具を打碎くやうな暴狀を示され
た。光秀此の耻辱の重荷に堪え得ずして、遂に無道の暗黒界に陥り。

心しらぬ人はなにとも いはしいへ

身をも惜まじ 名をも惜まじ。

と叫び、間もなく本能寺に於て信長を弑し、次で彼れは山崎の一戦に秀吉に追ひ立
てられ小栗栖の邊にて土寇の爲に竹槍を以て、刺し殺され、死骸は竹藪の中に放り
込まれてあつたといふやうな哀れな最後を遂げた。

こは主は暴慢にして悪言危語を恣にした爲に身も失ひ、臣は瞋りを制する堅固な
道念がなかつたゝめに終に主殺しの大罪を犯し、身もまた忽ち亡びてしまふた。斯

様に悪言危語の人を禍ひし、自ら害すること實に怖るべき次第である。

◎悪口嘲弄を恣にしてはならぬ

大體悪言危語を口にする程、其人の品位を下げるものはない、されば假初の戯言にも、人の耳に角立つやうな言を使ふてはならぬ、たとひ一言半口の悪口にも其の悪口をせられた人にしては、恰ど毒箭をうけた如く深く胸に刻み込んで、何時までも忘れられず、従つて其の心中の穩かならぬ苦痛は實に辛いことであるに相違ない、たとひ陰にても人を誹謗したり、冷笑するなどは甚だよろしからぬことにて、禍ひは多くこの陰口より起つて來るものなれば、常に口を護つて悪言を出さぬやうに心得るのが肝要ぢや。

世に下賤の者に對して極めて輕蔑したやうな口振を示し、甚しきは奴等がといふやうな狀の顔色に見ゆることもあり。又ちと思ふ者を對手に阿房々々と口ぎたなく

云ひ言つたり、譯もなく愚かな者を嘲弄したりなどする者もあるが、甚だよろしくないことぢや。いかに阿房でも阿房といへば腹が立つ、下賤の者でも餘り見下ぐると却て反抗を催ふすことゝなる、殊に心得べきは、若し一家中の或る者が、白痴であるとか不具者であるとかいふやうな場合に、家内中の者が皆口を揃へて白痴よ、不具よと突きまはすやうな風情の見ゆるは實に心得違ひのことぢや、一體白痴や不具の者が此の家に生れて來たのは畢竟此の家の病氣ぢや、此の家の病氣を、彼れ一人が引受けて煩ふて居るのぢやと見做して、こゝに一入の同情を寄せ、親も兄弟も皆打ち揃ふて、此の病人をいたはり慰めてやるやうにするのが當然のことぢや。それを却て親兄弟からして、白痴よ不具よといへば、それに倣ふて他人までが白痴不具を以て呼ぶやうになつて來るのぢや、さて正しく他人が白痴よ不具よと呼ぶのを聞いたなら、其の親たり兄弟たる者は決して快くは感せぬであらう。斯様に眞の白痴不具の者に對してさへ、之をそれと明白にいへば悪口となる、まして其他に於てお

やである。

要するに佛の教を信する者は、假初にも悪言麁語を吐いて人を罵り辱しむるやうな事のないやうに心得ると同時に、常に和顔愛語を以て人に接することが肝要であること心得られよ。

附言、前に一言辯じておきましたが、綺語兩舌惡口の三戒は各々別々の意義を持つから、十善戒といふ時は其の一戒一戒の名を列ねますが、五戒といふ時は三戒は畢竟口業に屬するものであつて、それが妄語と云ふ意義の中に含まれてあるものと心得るのである、故に五戒の中に三戒を加ふればとて、八戒とはいはず、矢張五戒と申します。

五 不飲酒戒

梵網經に『酒は起罪の因縁なり』

と説かれてあつて、飲酒に依つて罪惡を構成することが頗る多いのぢやが、それを智度論には『三十五過あり』と示されてある。今左に煩を厭はず之を擧げて見やう。

◎飲酒三十五過

(一)、現世の財物を虚竭す、何を以ての故に、醉亂すれば、心節限なく用費度なきが故に。

世に飲酒に溺れて祖先傳來の資産までも蕩盡するに至れる者がある、こは實に愚かなる業ではあるが、醉亂に及ぶと、もはや自己の意志に堅固な制裁力なるものがないから、無節限に資財を濫費して、遂に無一物の丸裸になるまで飲み倒すに至るのである。

(二)、癡病の門なり。

飲酒の結果、體質が段々に悪化し、自然癡病に罹り易いやうな状態になつて、肺

病梅毒淋病虎列刺赤痢等の病氣を感受するには至極好都合の體質であつて、そして此等の病氣襲來の場合に之を防禦しうるやうな力が減却せられてしまふのである、こは實驗家の説であるが、今此に飲酒は衆病の門なり、といふのと能く符合してある。

(三) 鬪諍の本なり。

酒後の喧嘩口論より鬪諍を起し、やがて他人に危害を加へたり或は自殺を促したり、其他種々の災害を生み出すものは酒である。

(四) 裸露にして耻ることなし。

飲酒の結果酔ひ亂れて、人目をも耻ぢずして醜體を現じ、風俗を壞亂するやうなことに立ち至るのである。

(五) 醜名悪しく露るれば、人の敬はざる所也』

酒の上の失敗から世間に醜名を傳へられ、従つて人の尊敬をうくべき價值もない

やうになつて来る。

(六) 智慧なし。

酒は人の知識を殺ぎ、理解力を削る劍である。

(七) 應に得べき所の物をば而も得ざるべし、已に得る所の物は而も散失せん。

飲酒のため應に手に得らるべき物さへ得られぬことゝなつたり、既に手に得て居る物でさへ散失してしまふやうなことになる。

(八) 伏匿の事盡く人に向つて説く。

酒を飲むと大概な者は雄辯家になつて、喋々喃喃いはなくても好いことをいふのみならず、いふてはならぬ密事までも吐き出して後悔するやうな失敗を現するの

(九) 種々の業を廢して成辨せず。

酒を飲むと多く懦弱に流れて業務に勵精しない、従つて彼を試み此を作すといふ

やうな風に種々の業に従事して、どれもこれも成功せぬといふ結果になる。

(十) 酔は愁の本たり何を以ての故に、酔中には失多く、醒むる時は則慚愧憂愁す。

こは飲酒家の多く實驗する所であらうと思ふ。彼の酔興に乗じて意外の失態を演じ、醒めてからあゝしまつたと胸を痛むる程慚愧しても最早取返しがつかぬから遂に憂愁に終るの外はない。

(十一) 身力轉た少なし。

(十二) 身色壞す。

飲酒は體力を減退し、體質を悪化するものぢや。處で彼の米國などの體格優秀なる國民が禁酒を斷行して、益、體質善化、體力増進の事に努力しつゝあるのに吾等同胞は世界の小人種に數へられてゐて、而して尙且酒を用ふることゝしたなら今後の我等同胞はどんな面目を以て、彼等優秀の人類に見ゆることが得やうか、たとひ知識技術の點に於て讓る所なしとするも、體質の悪化、體力の減退せる小

人國民の稱をうくるのは實に痛ましい次第であります。

(十三) 父を敬ふことをしらす。

(十四) 母を敬ふことをしらす。

(十五) 沙門(出家)を敬はず。

(十六) 婆羅門(印度教者)を敬はず。

(十七) 叔伯及び尊長を敬はず、何を以ての故に、醉悶憤惱して別つ所なきが故に。』

酒の爲に心が亂れなやんで、父母を父母とも思はず、師傅を師傅とも辨へず、又叔伯尊長に對して尊敬を拂はないやうな、放逸無慚の身に墮落してしまふ。

(十八) 佛を尊敬せず。

(十九) 法を敬はず。

(二十) 僧を敬はず。

佛法僧の三寶に歸依して、信仰の光を持ち、益、人格の向上を期待するのが本分

であるのに、往々飲酒の爲に向上の修養を妨げ、其の期待を空しうすることに立ち至るのである。

(二)、朋黨悪人なり。

一概にはいへぬが、酒飲の友は酒飲にて、多く悪癖悪習の傾向ある人ぢや。

(三)、賢善に疎遠なり。

酒を飲むといつの間にか、自墮落になり、自然と賢明な人や、善徳な人に遠ざかるやうになつて、向上の垂訓に接することなども日々疎くなつてくる。

(四)、破戒の人と作る。

飲酒の結果男女の道を亂して邪淫戒を破つたり、酩酊の餘り往々悪言麁語を吐いて妄語戒を犯すやうなことがあるのをいふのである。

(五)、漸愧なし。

世の身分ある者が酒興に乗じて、見苦しき狂態を現じたり、特に僧侶の酒を飲ん

で葬場に醜態を演ずるが如きは實に一生取返のならぬ耻辱である。或者は此の狂態を演じた、而して施主家は信をさまし、遂に離壇して轉宗せしといふやうな騒ぎが持ち上つた、飲酒豈に慎まざるべけんやである。

(六)、六情を守らず。

酒の爲に眼耳鼻舌身意の慾情を恣にして、護身の軌道を脱し、遂に禍の淵に沈むのであります。

(七)、色に縦にして放逸なり。

酒の手引に依て身を色道に陥れ、放逸無漸の最後は、遂に家も體もくづれはつるに至ります。

(八)、人の憎悪する所にして、喜びずして之を見る。

酒飲みちやと聞くと大概の人は、好ぢやとはいはぬ、そして其人に對して、快感を以て相ひ向ふやうなことがない。

(其) 貴重きちゆうの親屬しんぞく及び諸しよの知識ちしきの共に擯棄ひんきする所ところなり。

飲酒いんしゆの者ものは多く我われより身みの上うへの親族しんぞくとか、又は先輩せんぱい知識ちしきの人々ひとびとから見捨みすてられて誰たれも擁護ゆうごしてくれぬやうになる。

(其) 不善ふぜんの法はふを行なす。

酒さけを飲のめば多く善よからぬことを作あすに至いたるものである。

(三) 善法ぜんはふを棄捨きしやす。

酒さけの爲ために折角せつかく志しを立てた善事ぜんじまでも、儘ままの川かはよと懈怠けだいに流ながれて、放棄ほうきしてしま

うやうなことになる。

(三) 明人めいじん智士ちしの信用しんようせざる所ところなり、何を以もつての故ゆゑに放逸ほういつなるが故ゆゑなり。

世間せけんの眼めの明あいた賢かしこい人や、能よく道理だうり道徳だうとくを辨わへてゐる人ひとは、酒飲さけのみを信用しんようしないなせかといへば、酒飲さけのみは多く身持みもちが放逸ほういつであつて、其その作あすことが不真面目ふまじめに流ながるゝ傾かたむきがあからちや。

(三) 涅槃ねはんを遠離をんりす。

飲酒いんしゆの状態あひさまは醉亂すゐらん妄味まうみに傾かたむく者ものであつて、到底たうてい寂靜じやくじやう無爲むゐの涅槃ねはんの眞境しんきやうに相應さうおうする所ところではなく、益ます之これに遠とほかるものである、それで涅槃ねはんの光ひかりに觸ふれやうとしつゝある吾人ごじんに取とつては酒さけは確たしかに害物がいぶつである。

(三) 狂癡きやうちの因縁いんねんを種うう。

世よに感化院かんげいゐん、孤兒院こじゐん、癲狂院てんきやうゐん等の設立せつりつを餘儀よきなくせしめたのは、多く飲酒いんしゆが根本こんぽんの種たねとなつてゐることである。

(三) 身壞みこぼし、命終いのちをばつて、惡道あくだう泥梨でいの中なかに墮だす、飲酒いんしゆは今世こんせの一身しんを害がいするのみならず。來世らいせ地獄ぢやくの境遇きやうぐうに墮落だらくして、其その惡結果あくけつぐわを感受かんじゆせねばならぬのである。

(三) 若もし人ひとたることを得えば所生しよじやうの處ところ、常つねに當あたり狂駭きやうがいなるべし。

是かくの如ごとく種々しゆくの過失くわしつあり、是この故ゆゑに酒さけを飲のまざれ。」
來世らいせ若もし人間にんげんに生うまれても飲酒いんしゆの結果けつぐわは、矢張やはり癲狂てんきやう白痴はくちの餘毒よどくを感受かんじゆすることゝな

る、以上にて一通り智度論の説を略解し終りました。
 さて飲酒の害を斯く迄手厳しく申しますと、中にはそんなことがあるものか、酒を飲むのにも相當の理由あり、且體質悪化ぢやの、體力減退ぢやのといふが、さう一概にもいへぬ、酒は忘憂とも、忘貧とも、又は百薬の長ともいひ傳へられてゐるではないかと、成程それも一應尤もであるし、佛教には酒を薬として、許すこともある。

●病氣を治す爲めに酒を用ゐ、禁酒、祝酒

に對する注意

舍利弗經に、比丘あり疾病危篤なり、優波離、酒を許して疾癒ゆ、佛曰く、酒に多失あり放逸の門を開く、飲むこと苾芻子の如きも犯罪已に積む、病苦を消すが如きは先に斷する所に非ず。

四分律に、若し病に餘藥を以て、治するも差えすんば、酒を以て藥と爲すも犯せず。
 (以上護法資治論に出づ)

斯様に酒も病氣を治すためには飲んで差間がない、が之は酒を用ひて藥となる病氣に限るのである、そして酒が藥となるのは、謂ゆる毒が藥となるといふ該の場合に限つたのであつて、毒は矢張毒であるから、尋常には用ゆべきものでない。且又、酒を飲んで貧を忘るゝとか、憂を忘るゝといふやうなことは、一時のことであつて實は反つて憂を増すのである。恰度注射薬は、一時快感を興ふるが後に至りて更に一層甚しく苦痛を増すのと同じことぢや、全くは飲まぬにこしたことはない、但し禁酒について尙一言して置きます、それは予幼年の頃より好んで煙草を用ゐたが、二十餘年前に、禁煙を誓ふて今日に至つてゐる、處で禁煙後五六ヶ月間は殆んど氣のぬけたやうな心地せられて、實に苦しかつたことを覺わてゐる、之れにくらべて見ると、酒は格別體質に大なる關係を有するものなるをもつて、從來飲酒し來つた

人が、之を速禁したために生理的關係から、一時氣ぬけ的狀態に陥つて辛抱のできぬ事もあらうから、よくよく其の加減を量つて、漸次減酒の方法を探るのもよろしからうと思ふ。それとも頓に禁酒するの勇氣があつて、實行し得らるゝやうなことになるれば、そは此の上もない結構な事と存じます。

終りにまあ一言申し添へて置きます、彼の祝日に神前へ御酒を備ふることや、祝儀式典の場合などに、祝杯を舉ぐる様なことは、古來國風の一例であつて、習慣上俄に廢止の出来ない事情もあるから、郷に入つて郷に従ふの諺の如く、一時其の社會の潮流に順應し、やがては此等の社會に、陋習を棄て、美風を興すの知識を興へ漸次改善の實行を見るべく、指導の方法を取るのがよろしかるべしと存す、世に角を矯めて牛を殺したと云ふ様なこともあるから、其の邊は餘程注意を要することである。

以上五戒のことは大略説明しましたが、正しくこれを實行することに就いては、元

來人道教たる五戒のことであるから、信仰の有無には拘はらないのである、けれども同じことなら、佛陀大悲の光りに觸れて、自ら眼を覺まし、従つて、現在に處しても、永遠の未來に對しても、眞面目に、徹底的に、實踐向上するの心懸けが。至極大切なことでもあります、どうか皆さん、よくよく御思量あらんことを望みます、

十九 意義ある生活

此の演題を掲げたのは、人生八十年の世渡りを、どんな心持ちにて生活し得るか云ふ問ひに答へて見やうと思ふ所から發つたのであるが、此の題を講ずる前提として、人は何處から來たのかと云ふことを少し話して置く必要がある。

一 人は混沌の一氣より來る

凡そ事の成るは成るの日に成るにあらすして、其の由つて來る所の原因のあると同じ道理にて。人の此の世に生れて來たのには何にか譯があるであらうと云ふことに就き或るものは斯様に申されます、人は祖宗より遺傳相續して此の身を受け得たのちやと、されば其の祖先の祖先のまた其の祖先に溯りたる原始の親は誰れかと云ふに、それは混沌の一氣ちやと云ふ、即ち此の一氣が剖れて陰陽の二となり、二が天

地人の三を生じ、三が萬物を生ずるの次第にて、萬物と人と皆氣を本とす、故に人は原始の一氣から自然に生れて來てそれが遺傳相續して居るのちやと云ふ説であるそれで此の説者の意に依れば、同じ人と云ふても、體格圓滿であつて、智能も天才ちやといはるゝ様な者もあり、又天性不具劣等な資質であつて、いか程指導教養を加へても到底啓發の功を奏し得ないものゝあるのは、ちやうど一莖の稻穂から出來た米にも、肥へたのと瘦せたのと、相違あるやうなものにて、こは別に深い譯のあることではない、畢竟一氣の化生が、自然に賢愚好醜の別をなすに至つたのである去るに依り人間が此の世に生れて來たのは、別に意義もなければ目的もある譯ではない、従つて死ぬると云ふことも、自然に消えて一氣の本に歸るのであるから、是れ亦未來に期待する何等の意義も目的もないと云ふことに歸するのである。

二 人は天の神様に造られしもの

或るものは、世界國土人畜等の一切皆天の神様の造つたものぢや、そして人祖は其の初め實に圓滿完全なものであつたが、後悪魔の誘惑に逢ふて、罪惡を犯したのが本となつて、それが子々孫々に傳へて、すべての人は皆罪の子であるといはれて居ますが、そんなら神様は最初人祖を造る時、何故悪魔に誘惑せらるゝ様な不健全な人間を造つたかといへば、それは元來神様の思食に依つて出来たのであるから、吾等人間の問ふべき所でないど、理性を棚に上げて取り合はない、又神様は何の目的に依つて人間を造つたかと聞くと、神様に御仕へする爲めに造られたのぢやと云ふ、そんなら何故神の御氣に召す様な人間を造らずして、御氣に召さぬ様なぢやものを造つたかといへば、それは矢張神様の思食であるど片付けて了うて、とんと譯がわからぬ、處で或るものは、神様の不注意を責めて、神様は何故私の様な、體格の不健全な、そして才能も劣等なり、譯けて始終不幸な目に逢ひ、どこに立つ瀬のない境遇に置かれて居るのは、實に無情の至りぢやと愚痴を認へたが、それも神様の

御差配ぢやと聞きて、其の不條理なるに驚くと、それは驚くこと勿れ、人生の不幸はやがて天國へ生るべき、信仰に入るの導きであると説明されたが、神様は何故そんな廻り遠いことをするのであらうか、なせ初めから仕合せもよく、そして信仰も持つ様にしてくれないのであるか、神様は全智全能であると云ふが、其の全智全能が過ぎて、人間の或るものを、惡戯的に製造したのではないかといへば、汝は信仰がないと云ふて抑へつけるのである、こんな鹽梅で人は神様に造られ、神様の思食に依つて出来たのぢやから、人各々に於いては、意義も目的もあらう筈はない。

三 希望と約束とに依つて生れて來た

處で佛教の信仰からいへば、人は希望と約束とに依つて生れて來たと云ふのである彼の世尊釋迦牟尼は、衆生濟度の御希望に依つて御生れになつた、そして世尊は、世を救ひ人を導くべき因縁の約束に應じて來たのであるから、一世八十年、たい衆

生濟度の爲めに全身を捧げられた、そして最後に斯く仰せられた。
我れ初め法輪を轉じて、阿若憍陳如を度し、最後の説法に須跋陀羅を度し、度すべき所のものは皆已に度し訖つて、娑羅雙樹の間に於いて將に涅槃に入らんとすと御示しになつた、が、弟子等は尙ほ世尊の住世を請ふた、そこで世尊は我れ久しく世に住すとも更に所益なけん、まさに度すべきもの、天上人間、皆悉く已に度す、其の未だ度せざるものも、皆亦已に得度の因縁を作す、自今已後、我が諸々の弟子、展轉して之を行せば、則ち是れ如來法身は常在にして不滅なり。と仰せられて、御入滅になつた、斯様に世尊の出世と處世には目的もあり意義もあり、これに順じて古來聖者の出現を、應現とか再來とかと云ふて、意義あり目的ありて、ある所よりある目的を持つて來たと云ふ意味であります、又出家の死したのを遷化と申し習はして居ますが、これは此の處より彼の處へ遷り變つて往くと云ふことにて、ちやうど移住人の移住して行く風情と同じことにて、こゝを去るのも快

しとはせないが、又前途に輝く理想境も頗る望ましいと云ふ意義がある、これは出家に限つた譯でなく、すべて佛教信仰の者の死に對する觀念は皆遷化の意義であり、す、これは死去の風情である、吾人がこゝへ生れて來る時の場合も矢張同様に、ある目的と約束に依つて、何處からか移住人として來たのに違ひない、移住人に移住の希望と、其の規則の約束に應ずべき準備仕度の必要なるが如く、吾人がこゝに生れて來るのにも、人間に生れたいと云ふ希望と、其の人間に生るべき資格の準備といよく、これで好いと云ふ因縁約束の出來たものでなければこゝに生れて來る權利がない、此の因縁約束の出來たのを佛教にては、業感縁起と申すのであります、處で同じ人間に生れても、貴賤好醜の差別あるのは、畢竟業力の所感なれば皆自業自得ぢや、されば貴賤好醜を感得し來つたことは、各々面々承知のことではなければならぬことであつて、固より他の與り知る所でない、然るに或は、いかに我れとてこんな悲惨な境遇を希望して來る筈はないと云ふものもあらうが、ちやうど監獄所へ

行く希望はないが、彼に行くべき因縁の約束が整ふたなら、いやでも行かねばならぬ譯と同じことで、願はぬ所へ来たのはこればならぬ、因縁約束があるからである。斯の如く人間に生れて来たのは、決して自然の出来合ひでもなければ、又神様が翫弄的に造つた、無意義の土人形ではない、吾人面々に皆希望と約束の意義を持つて来て居るのぢや、然るに聖者は、法性常住の覺醒中の往來であるから、前生の希望も約束も知つて居るが、吾人凡夫は、無明煩惱の夢裡の往來であつて、そして生死の一大激變に依つて、前生の記憶を皆忘却して了うた、これを隔生即忘といひます、ちやうど吾人が、小兒時代の生活状態を忘れて、記憶に浮ばないのと同じことで、記憶に浮ばないが、吾人に小兒と云ふ時代のあつたことは事實であるが如く、吾人がこゝに来るまでの準備時代の場所は必ず何處かにあつたに相違ないことが信せられます、されば吾人は今にして前生いかなる希望と約束とを持つて来たかは知らぬが、既に人間に生れて来た以上は、此に新なる希望を以つて將來に向上發

展すべき道を求めて、意義ある生活に、奮闘努力するの必要を感ずるのである。

四 人生の四期と四恩の意義

私は前に人生八十年と申しましたが、大體世の言ひ傳へに、人生五十年とも、或は人生七十古來稀なりともある、又彼の大隈さんは、百二十五歳説を唱へて居るやうですが、實は何れにしても、しかど極つて何歳と制限の出来るものではない、畢竟假定に過ぎないのであります、そは假定ではあるが、彼の釋迦牟尼世尊も八十の入滅なり、法然上人も八十の示寂である、そこで私も命數だけなりとも、佛祖に倣ふて、八十位まで生存したいと思ふのであります、そして此の、八十年を四期に分ち、四期は四季に通ずることゝ、人を以つて米に例喻すれば、左表の如く見られます。

第一期 青年 初生ヨリ 春 苗代 修養

意義ある生活

第二期	壯年	二十ヨリ	夏	稲田	努力
第三期	宿老	四十ヨリ	秋	收穫	成功
第四期	大老	六十ヨリ	冬	正米	利他

人の世に生れたのは、ちやうど、春、苗代に米の種子を下ろした様なもので、これから二十歳頃までは、世に立つて働かうと云ふ準備修養の時代であつて、青年は實に人間の苗である、彼の良米を取らうとするには、苗を選び、苗の培養に力を盡すが如く、青年時代に、よく學を修め、よく技を習ひて、大に將來活動の素養を作り置くの必要なことはいふまでもないことぢやが、苗代に在る苗に既に米を生むべき色を持つが如く、青年の志氣に於いても、利他的人格の光りを保有すべき様ありたいものである、第二の壯年期は宛も夏の稲田の如く、最も多く勤勞を要する時代である、それは困難多き世路に立つて、自立自衛の爲めに奮闘し、又時に世の恩人より受くる所の幾多の肥料を吸収し、即ち學者先輩實驗家等より受くる所の、知識

模範指導等の恩澤に浴して、獨立の基礎を固うし、特に我を魔界に誘惑せんとする酒色の災害、若くば非常の災難不幸に遇ふ様な種々の困難に打勝つべく奮闘努力して、漸く人格の完成に進み、他の見て以つて、立派な稲ぢや、即ち見上げた人ぢやと受け取らるゝ様な風情の存するのが、此の壯年期に於ける、多望多趣味の時代であります、第三期の宿老は尊宿なほど敬稱する語であります、今は相當の年輩者であつて、勤勞の功も尠からぬ人を指すのである、此の第三期の人は人格も漸く完成し來つて、社會より相當に尊敬を拂はるゝ時代の人であつて、ちやうど秋の收穫期に於ける稲の垂れ穂の、重も重もしき風情のあるに似て、世人より景仰し愛重せらるべき價値を持つ人である、そしてこれが眞個に人間の成功と云ふものであります、凡そ成功なるものは、金満家になつたとか、大學者になつたとか、大藝術家になつたとか云ふことではなく、人各々、其人相應の人格を完成し得たことを意味したのである、つまり實の入つた稲の如く、勤勞の實の入つた人が、即ち成功の人で

あります、皆さん人間が五十六十になつて、まだふらくと、實の入らぬ稻の如くさびしき状態にうろついて居るのは實に悲しむべきことではありませんか、どうぞ斯る境遇に陥らぬ様心得られたいものであります、第四期の大老は、世に云ふ元老と云ふこと、同じことである、こは人間の正米といはるゝ時代の人であつて、虚榮野心我利貪欲等の垢も稍々うすらぎて、一片世の爲め人の爲めを期する外他意なき人格圓滿の人を意味したのである、さて稻の春夏を過ぎて、秋の收穫を完成した、冬の時代の正米となつた、正米それ自身の希望はなんでありまじやうか、こは云ふまでもなく、彼れは、飯となつて人を養ふか、菓子となつて、世の愛用に供せらるゝか、又は糊となつて、衣服の保存に力を與ふるか、障子紙や、封筒の綴目を保つ役に當るか、何れにしても、世の爲め人の爲めに犠牲となつて、利益を施すの外はない、此の意味に於いて人は米である、米は苗代に種子を下ろした時より、米になりたいたい、米になりたいたいと云ふ氣分を以つて發達し、遂に目的の米となつて人の利用

に供せらるゝこととなつた如く、人も幼年の時代より、人になりたい、人になりたいたい、そして、人となつて、人を利益したいと云ふ道念を持つのが、人の本分であつて、それが、人生最大の目的であり、又生活の意義は、そこに存するのであります、そして此の利他は、何を對象として行はるかかと云ふに、佛教には四恩に報答すべきことを以つて教へられてある、所謂の四恩とは

- 一に父母の恩 家庭的道徳
- 二に衆生の恩 社會的道徳
- 三に國王の恩 國家的道徳
- 四に三寶の恩 世界的道徳

恩は恩義と並び稱せらるゝものであつて、人の徳性上實に大切な情操であります、そして、吾人が常に之を實行し、且つ常に之を口にしつゝあることにて、世人の、此の道義に背きたるものを冷罵して、彼れは、恩も義理も知らぬものぢやと云ふて

居ます、斯様に恩義と云ふ道念は、廣く世人の心頭に行き互つて居ることであるが、こは全く佛教感化の然らしむる所であると思ひます、その恩と云ふことを重く教へたのは、佛教であつて、儒教其の他の教へには、多く見ないことでもあります。佛教には、佛の三徳の一に、恩徳と云ふことが數へられてあつて、此の恩徳なるものは佛の廣大なる慈悲を以つて、無邊の衆生を救済し給ふことを意味したので、佛の世に出現せられたのは、やがて恩徳の發現であります、處で恩とは、恩恵、恩澤、恩光など、熟字し、又慈悲恩等と稱して、いつくしみ、めぐむ情緒の發露して、人に對し、又は物に對して、徳のうるほひを被らしむること、ちやうど、雨露の草木を潤し、日光の、萬物に暖氣を與へて、生育を助長せしむる様など等しく、世に、父母衆生國王三寶の光被に係る、慈悲の恩徳なるものがなかつたなら、人類の發達向上は、到底不可能のことでもあります。

先づ第一父母の恩の廣大なることは、今更事新しく云ふまでもないことである、されば、子たるものは、其の深廣なる父母の恩を感謝するの道念に住し、先づ身を修め、家を齊へ、且つ常に父母の心を慰め安んじ、そして、妻子眷屬相ひ和樂して、圓滿なる家庭を作るに至つたなら、其の父母たるものは、いかばかり満足し歡ぶことであらう、さて斯様な圓滿なる家庭を作る根本は、即ち慈父慈母の恩徳に報答せまほしいと云ふ、孝順心より發作し來るものであつて、こは家庭道徳の淵源であります、故に佛は、四恩の第一に父母の恩に報答すべきことを教へられ、又忠孝を以つて國民道徳の根本基礎と定めさせられた、教育勅語には、父母に孝に、兄弟に友に夫婦相和し等と、御示しになつてあるのは、全く佛陀の教旨と同じことでありま、皆さんどうか、人生の樂園と稱する、家庭に於ける道徳の第一義は、父母の恩に報答する孝順心にあることを忘れない様に望みます。

第二衆生の恩とは、大凡そ、世に生息する人類は申すに及ばず、彼の禽獸蟲魚の類に至るまでも、輪廻生死の間には、云何なる因縁の結び合に依つて、云何なる恩徳

を受け居るか知れないのであるから、此の恩徳に報答すべく心懸け、衆生類のすべてに對して、慈悲の善徳を施すのが此の恩の意義である、大體吾人は、古來幾百千歳の間に、世に出で人類の爲めに、恩徳を施されたる、大聖人、大偉人の恩恵に浴することの廣大なることや、無量の人類が、成功失敗苦樂消長の跡を示して、後輩の今人に與へられたる規準を觀來れば、實に感謝の念禁じ得ぬ次第である、特に現今朝夕相交る人々より、直接受くる所の種々の恩恵と、曾て見知りもなき世界の人類より、間接に受くる所の、衣服、飲食、藥品、器具のすべてより、汽車、汽船、電信、電話などの一切に涉り、何に一つとして、彼等世界人類の恩恵に依らずして得來りたるものはない譯である、されば、此等世界の恩人に對して感謝の念を抱き何物かを以つて貢獻すべく心懸くるのは、人の本分であり、獨り人類のみならず、彼の下の動物たる、耕牛、馬、雞、犬より、蠶子、魚、族の類に至るまでも、我を利し我を益することの偉大なることを思へば、亦深く感謝せねばならぬ譯である、處で

我が幼を幼として人の幼に及ぼし、我が老を老として人の老に及ぼすは、人情の常である、又人を先にして而して後に禽獸に及ぶのは順序であるから、廣き意味に於いては、衆生の恩は、人畜のすべてに係りますが、人の常情と實行の順序よりいへば、先づ近き郷國の人々が、相互に共同扶持して存立の意義を全うすることを、各々相感謝して、益々道義を厚うして、そして此の道義を、廣く人類のすべてに及ぼし、延いて禽獸の類にまで普及し得る様になれば、衆生の爲め實に幸福此の上もないことである、そは人の徳性が深く人を慈愛し、且つ恩禽獸にまで及ぶと云ふ程に至れば實に立派なものであります。

第三國王の恩に報答すると云ふことは、先づ吾等日本人は、上皇恩の廣大なることを感謝するの心操を以つて行動すれば假令ひ兵役に従事しても、官吏となりても、教育家となりても、宗教家となりても、さては農工商等の業に従事しても、其の歸する所は皆國民幸福に外ならぬのであつて、これがやがて、忠君とも愛國ともなる

のであります、さて皆さん御承知の、彼の平の重盛が、父清盛の非行を諫止するに世に四恩あり、之を守れば人倫たり、守らざれば鬼畜たり、特に皇恩最も重しと切言せられました通り、皇恩は實に廣大であります、此の廣大なる皇恩を奉戴するものは人といはるゝが、此の皇恩に背反するものは鬼畜であるまで、排斥せられたのは最もなことであつて、國家の爲め、斯くなくてはならぬ至言であります、そこで我等は我等の衷心に、皇恩廣大の道念を持つて、各々其の職分の事に従ふのがやがて皇上に盡すの勤めともなり、又國家の福利ともなり、それが其儘面々の幸福を作ることゝもなるのであつて、皇上奉戴の國家的道義は、我等の最も尊重すべき道であります、處で彼の民主主義の外國でも、外交に關する一大事の發つた場合に當りては、一國の主權を一人に委ね、そして國民は、それを中心として、國家と云ふものゝ活動を鮮明にすることが得られ、従つて其の國家の光輝も發揚せらるゝのであるが、若し國家にして、此の主權の所在が不鮮明であつたり、無能力で

あつたなら、其の國家は微力であり、且つそれが國民の大なる不幸であると云ふことは、今彼の米國の優勢なるに比して、露國や支那の大に衰狀を示せる一時の現象に徴しても明なることである、幸ひなるものは我等である、我等は萬世無窮の國體に遵由し、且つは、佛陀の教訓に依りて、皇上奉戴の意義を辨へ、益々國家的道徳の發揚に力むることを得るのは實に光榮の至りであります、斯くして我が國光も益々輝き、國民の幸福も益々増進し來るのであります。

第四に三寶の恩とは佛陀大悲の恩徳に報答する所の佛徒の行事である、所謂三寶とは佛法僧のことであるが、所詮佛は三寶中の至尊であつて、法僧の二つは遂に至尊の一に歸するのである、そは佛は法を生み、法は僧を生んだのぢや、そこで其の源に還れば佛陀至尊の一に歸するのが、三寶歸依の要旨である、故に西山國師は翻邪の三歸とは、九十五種の外道を捨て、唯佛一道の正路に歸す、一道の正路とは正念歸依の念佛の心なり、三寶は念佛を宗とす、故に勝鬘經に

如來に歸依するを三歸依と説く

と御示しになつてある、されば至尊の如來に歸し、如來の恩德に報ゆる行事はどんな風情かと云ふに、華嚴經普賢行願品に、

若し衆生をして歡喜を生せしむるものは則ち一切の如來をして歡喜を生せしむるなり。

とあり、又般若理趣經には

一切衆生を救濟すれば則ち諸の如來に於いて廣大に供養することとなることも。

仰せられてある、此の意は佛陀大悲の恩を報ずると云ふことは、畢竟佛陀其のものに向つての行事ではなくして、佛陀の子たる一切衆生に向つて利益を施し、そして彼等をして歡喜を生せしむることとなるれば、それが眞に佛恩を報ずることとなるのである、それから世尊釋迦牟尼佛は
世界は我が有なり、一切衆生は我が子なりと。

仰せられてあつて、其の慈心の廣大なること實に無邊である、そこで、吾人佛敎を信するものに於いても、此の佛陀廣大の慈心を體得して、一切衆生を視ること、子の如く、又同朋兄弟の如く愛念し、これに對して利益を施し、歡喜の心を生せしめんことを期待するのが、吾人の道念であつて、こゝには國土の東西を論せず、又人種の黄白をも見ない、四海兄弟同一念佛無別道の、世界的道德であります、要するに米は人の餌食となり、人の利用となつて、そこに初めて其の目的が達せらるゝと
同じ様に、人は四恩の何れに對してか、當然拂ふべき犠牲を拂ひ、力めて利他の事に努力するのが、人生に處する意義であつて、それが眞個に人間として生き甲斐もあり、且つ萬物の靈長としての價値もある譯合であります、處で世には、徒に生を偷みて、禽獸と異なることなき無意義の状態に耽りて世路を渡り、往々父母の恩に背き、社會の恩に戻り、且つ國恩を感荷せず、又佛恩をも念報せざる醉生夢死の輩も尠くないが、こは實に人として人の形骸を存すると云ふばかりであつて、精神

上何の光りをも持たない哀れな風情である、どうか幸に志ある皆さんは、早く道を求めて四恩に報答し、人生をして意義あらしむべく修養せられんことを望みます。

五 利他主義

利他といひ、利人と云ひ、利生といふ、言は異にして意は同じことでもありますから其積りで聞いて貰ひたい、さて此の利他主義は、人生を一貫した大精神であつて、人間の眞個の生活は此の主義精神の存する所より發現し來るのであります、此の意味を心得易くいへば、前に申した正米主義がそれでありませう。

彼の米は、苗代に種子を下ろした時より、米になりたい、米になりたいと云ふ氣分が一貫して遂に立派な米となつて、世の利用に供せらるゝに至つて、初めて其の本分を全ふしたといはるゝごとく、吾人々間も矢張同じことにて、初め人間の苗代に

種子を下ろした青年の時代より、人になりたい、人になりたい、眞に人を利し、世を益する人となりたいたと云ふ主義が、漸次壯年宿老大老の各時代を一貫して、奮闘努力する所に、生活の意義があります、處で世の多くの人は、人の人たる本分を省みずして、利己的一片の、禽獸に等しい様なことを言ひ爲すものがある、即ち長生きをしたい、樂に食ひたい、行末樂に暮したい、それゆる精出して働かねばならぬと、これが大體普通人間の言ひ草であります、こゝにおかしいのは、彼の下等動物の、蟻や蜂の如き小蟲なども矢張人間と同じ様なことを語り合ふて居る、それは長生きをしたい、樂に食ひたい、行末樂にくらしたい、それで今此の夏の時代に精出して、大は蚯蚓の死骸や、蛙の足など云ふ様なものから、其の他小なるは、蚤の死骸と云ふ様な、物質の財産を自家の藏中に引き入れ置き、やがて冬の行末に、樂々と暮らしの出来る様にどの欲望から、一生懸命に働いて居ることは全く人間と變りがない、但し人間は智慧ありて、彼等にくらべて、働きの品位が高等であるとい

へばいへませんが、其の目的が、長生きしたい、樂に食ひたい、行末樂にくらしたい
 丈であつたなら、何等人らしい特色がない、それでは萬物の靈長と云ふ人の看板に
 對して、甚だ面目ない次第ではありませんか。又彼の虎や狼の如きも、矢張生きる
 爲め、食ふ爲め、樂を願ふ爲めには、實に猛烈な働きを作しつゝあります、處で假
 令ひ人が彼等程の、猛烈な働きを作し、或る物質の獲物を得て、望みの通り長生き
 もし、樂にも食ひ、行末存分の快樂を充たし了つたとて、唯それ丈であつたなら、
 彼の陽明が。

生を偷みて、世上に在ること百千年なりとも、亦百千年の禽獸に倣り了るに過ぎず
 と申されしことに當ります、それは如何に樂に食ふて、長生きをしたればとて、禽獸
 と同じ生活状態にては、甚だ不愉快であり、又甚だ慚愧の至りではありませんか
 大體、人は食ふ爲めに働くのではない、働く爲めに食ふのである、人は生きる爲め
 に働くのではない、働く爲めに生きるものである。そこで金錢も必要ぢや、地位も必

要ぢや、名譽も必要ぢや、それは人は如何なる人も人生の生活に必要な凡てのもの
 を要求するのは當然のことぢや、けれども吾人々間の要求は、彼の下等動物の要求
 に等しい様なことであつてはならぬ。つまり世に處して働く爲めの要求である、所
 謂る働くとは、利他の爲めに努力することであつて、吾人は働く爲めに生きんこと
 を要求し、働く爲めに食はんことを要求し、働く爲めに金錢等を要求するのである
 こは主義の爲めの要求である。

然るに世には、此の利他主義の實行を甚だ窮屈なるものゝ様に考へらるゝ人がある
 けれども、それは人としての自覺なき人の考へであつて、此の主義の實行に伴ふ快味
 の實に無限であることを心得ぬからである。皆さん彼の

六 明治天皇の利他の御事

明治天皇の利他の御事を窺ふて御覽なさい即ち 天皇の御製に

意義ある生活

おのが身をかへりみずして人のため

つくすやひとの勤めなるらむ

と實に恐れ多いことではありますが、天皇の御一生を拜察し奉るに、全く此の御製の通りであつて、御身を帝國の犠牲となし給ひて、御十六歳の時より、四十五箇年の御世に涉り、初め維新の御改革に端を開きて、制度文物の面目を一新し、特に國力の増進を振起し給ひ、たま〜日清日露の二大戦役を経て、國光廣く世界に輝き國運の發展益々隆昌を極むるに至れるもの、一に至尊の御身を顧みずして、帝國の爲め、臣民の爲めに、竭させ給ふた犠牲的利他の御行動より成りたる、賜ものに外ならぬこと、拜察し奉ります。こは我れのみ、拜察ではない、臣民は一人として、斯く信せざるものはありません。更に

年々に思ひやれども山水を

くみてあそばむ夏なかりけり。

の御製を拜し奉るに至りては誰か泣かざるを得やうや。四十五箇年の久しき、御身を政務に委ねさせられて、一夏の御山遊さへ御思食に任せられなんだとは、實に恐れ多いことではありませんか。こは全く神の化現とも肉身の菩薩とも申し上げ奉る利他全現の光りであつて、至尊に於かせられては反つてこれを樂ませ給ひて何等御苦痛の御感じはなかつたのであらうと拜察し奉るのである、さて斯の如き偉大なる利他の御行動に對し奉りて、我等臣民は、萬世無窮に、隨喜の感謝を捧げ奉ると同時に、此の感謝の誠意を御受納ありて、御意を慰めさせ給ふことも亦限りなかるべしと、恐察し奉ります、以上陳べ來つた國民の心頭に感銘せる、歴史的の一事實に徴しても利他の快味の極めて、深長なることが知られます。斯様に利他の働

き程淨く且つ光りありて樂しき業はありません、そこで尙ほ一つこゝに忍性菩薩のことを語つて見ませう。

七 忍性菩薩の利他的生涯

彼の相州極樂寺の忍性菩薩良觀師は、非常に慈悲心の深い方であつた、大和の人に
 て、十一歳の時信貴山に登り、十六歳にして額安寺にて剃髪せられた、二十四歳興
 正菩薩叡尊を拜して戒を受け、又大悲菩薩覺盛に師事して戒學を究めた、後常施院
 を建て、諸病僧を療養せしめ、又悲田院を修理して乞丐を救濟せられた、北條時頼
 師の盛徳を聞きて之を鎌倉に請じて、光泉寺を開き、極樂寺を修めしめられた、弘
 安四年蒙古襲來の時、時宗の請に依りて、稻村山に仁王會を修し、國難の調伏を祈ら
 れた、後東大寺及び天王寺を司りて、悲田敬田の二院を修理して其の實務を擧げた、
 斯様に師の興したる事業は頗る多いことであるが、今其の概數を擧げて見れば、寺
 を修營すること八十三、佛塔を造ること二十區、大藏經を納むる十四所、諸州に橋
 を架する百八十九、道路を修する七十一所、義井を鑿る三十三、殺生を禁止する六

十三所、浴室療病の宅、乞丐の屋、各五所に置き、専ら慈悲心を盡し、日に往いて
 看病し、二十年間に五萬七千二百五十人を養ふ、庵を構へ病馬を集め、時々佛名を
 唱へ、小簡に呪文を書して其の頸に繋げやるなど慈愛禽獸に及ぶ、時の人呼んで醫
 王如來と稱す。嘉元々年七月十二日寂す壽八十七、後、嘉曆三年夏、後醍醐天皇、
 其の徳を追崇して、菩薩の號を賜ふ、斯様に師は若年の頃より、利他慈仁の業に従
 ひて、終始一貫此の事に努力せられた、こは師に取りて眞に最大の快事であつた、
 げに師の樂みは、山にあらず、川にあらず、花にあらず、月にあらず、勿論金にあ
 らず、食にあらず、畢竟師の一世は唯世を救ひ、人を助くるを以て最大の樂みとし
 た、特に師は八十七歳の長命であつたのみならず、滅後六百年の今猶ほ彼れの名は
 朽ちない、そは彼れの法身は不滅であります、どうか皆さん、先賢の勝 蹟に齊し
 からんことを期して、益々利他の實行に努力せられんことを望みます。

八 活動の中心

人生を四期に分ちたることは前の如くなるが、更に之を前後の二期に分けて、青年の修養時代を前期とし、そして壯年宿老を後期の活動時代と見ることが出来る。但し青年時代の修養そのものがやがて青年の活動であるから、人間の一生は、通じて活動であると云ふことも出来ます。處で人生を一貫した活動の中心はなんであるかと云ふに、大智度論に

大慈悲を軸と爲し、智慧を車輪と爲す、と云ふことがある、これは予の常に語りつゝあることにて、多くは耳慣れて居やうが、今又此の文を借り來りて、聊か説明を試みやうと思ふ、そは人は一乗の車である、車は軸木を中心とし、車輪を作用として、重荷を運載するが如く、人は大慈悲の精神を自己本體の中心とし、そして智慧の活動を作用として、世を救ひ人を助くるやうな人格を備ふるに至れば、それで先

づ立派な人といはるのである、處で人の大精神たる中心の本體を大慈悲と申されるのであるのは、こは佛教の根本精神を示したのであつて、彼の釋迦牟尼世尊の應現も切なる大慈悲の發現であり、彌陀の弘誓願も大慈悲の活現に外ならぬのである、其の他觀音の三十三身も大慈悲の體現であれば、祖師聖者の教化度生も皆是れ大慈悲の作用である。斯様に釋迦彌陀の示現も、祖師聖者の活躍も、其の根本中心は大慈悲であつて、此の中心の大慈悲力を缺いたなら、ちやうど車の軸木を失ふたと同じやうに、到底用をなさない、そは畢竟世を救ひ人を載せて、無明の闇黒界より、眞如の光明界に運び出すことは出来ないのである。そこで吾人佛教を信する者は、此の佛の本體とせる大慈悲を體得し、やがて此の大慈悲を中心として、利他の作用を施すやうになれば、そこに自から佛の本體作用と同じやうな人が出來てくるのである。そは吾人の信仰をもうすこし明白にいへば、阿彌陀佛の絶對大悲を我が心中に領納し、そしてこれを我が本心の主人公として、常々此に命を聽き、奮つて利

他の爲めに働くこと、ちやうど善導大師の我も亦菩薩に同じからんと仰せられし、其の信念と其の行事とに倣へばそれでよいのである、そは慈心を以て相向ひ、佛眼を以て相看ると云ふやうな人となり得たなら、稍々理想に近い人でありませう。さて斯様に佛陀の大悲を體得して利他の爲めに働くこと、宛も重荷を載せた車の、頻りに車輪を廻轉し去るが如く、利他の爲めに眞面目に努力する人を、佛教にてはこれを大乘の菩薩と稱す、所謂大乘とは大きな車と云ふことにて、利他の大志を抱ける菩薩の人格を標示したのである。こは自利のみを事とする小人、即ち聲聞根性と云ふ我利々々人間は小車ぢや、此の聲聞の小乘に對して菩薩を大乘と稱するのである。それから菩薩と云ふのは印度の語であつて、支那に譯して覺有情と云ふ。これを平たういへば覺めた人と云ふことにて、佛陀大悲の曙光に觸れて、永遠の自覺の出來た人のことである、或はこれを大士とも正士とも君子とも申されて居ますがこは畢竟自己を捨て、世を救ひ人を利益しやうと志した。勇猛剛健な信念ある人

のことにて、此の人は父母兄弟親友は申すに及ばず、町村の爲め、又は國家國民の爲めとあれば、全力を擧げてこれに盡し、假令ひ我れは火の中にほりこまるゝも苦しいない、どうか人を艱難の地より救ひ上げたい、我れは堀の埋め草になつても厭はない、どうか世の爲め人の爲めになりたいと云ふ、犠牲的利他心を持つた人を意味したのである、斯様な主義性格を持つのが、佛教信仰の歸趣であつて、そして斯様な主義性格を持つて、覺めた人となつてこそ、佛教信仰の價値もあれ、又人格に光りもあれ、左もなき聲聞根性の自利一偏に眼のくらんで居るやうでは、まだまだ佛陀大悲の大精神を得た人とはいはれませぬ、が、しかしこゝに聊か注意を要することがある。そは吾人が佛陀の大悲を體得したのを、安心を證得したとも、信仰の光りを得たとも云ふのであつて、それが其の儘菩薩ともいはれ、又覺めた人ともいはるのでありますが、同じ菩薩、同じ覺めた人の中にも種類萬差であつて、度量の大なるもの、小なるもの、智慧の勝るゝもの、劣るもの、地位の高きもの、卑

きもの、所謂大菩薩、小菩薩、そは男としての一郎菩薩もあれば十郎菩薩もある
 又女としての梅子菩薩もあれば松子菩薩もありて、其の種類は元来一様でない、従
 つて信仰の光りの實現する状態に於いて、大小遠近の相違もあり、境遇事情の異な
 るに依つて、信仰の光りの實現する時と、實現せない場合のあることも亦當然のこ
 とである、處で光りに假令ひ大小遠近の相違はあることも、光りそのものは元來佛陀
 の大悲心より得來りたるものであるから、大體の歸趣は、皆共に向上の一路に進み
 つゝある菩薩とも覺めた人とも呼ばれるのである、ちやうど彼の犠牲的義氣の發動
 は千五百石の家老大石良雄も、足輕の寺坂吉右衛門も同じことにて、そして首尾首
 領の地位に居て働いたのは大石なり、始終足輕で努力したのは寺坂である、が彼等
 は畢竟共に一味の義士といはるゝ如く、佛陀の大悲心を體得して、假令聊かなりと
 も利他の實現が出来得るやうになれば、それが菩薩であり、覺めた人であつて、固
 より人格器量の大小分量は其の間ふ處ではない、いはゞ實現の光りは、線香の火程

でも苦しうない、所詮は唯だ光りあるを要とするのである、されば皆さん、一片の
 義氣に依つて働けば義士といはるゝやうに、どうか佛陀の大悲心に觸れた信仰の光
 りを持つ菩薩ども、覺めた人ともいはるゝやうな人となつて貰ひたい。
 要するに活動の中心は慈悲であり、信仰の光りであり、利他の精神である、そし
 て吾人は此の精神を中心として、前に説明して置いた處の、四恩の對象に向つて、
 眞面目に努力するのが究極の歸趣であります。さて斯様に自己の手中に慈悲の光り
 を持つて進めば、歴縁對境、どこにもどこにも、吾人の利他心を喚起せないもの
 はない、そは家庭に於ても、社會に於ても、さては國家の事に就いても、世界の事
 に就いても、吾人の努力に待つもの、實に數限りないのであります。皆さんどうか
 皆さんの中心に、一道の慈悲の光りを持つて、世の爲め人の爲めに奮勵努力せられ
 んことを望みます。處で今、もう一度、前の大論の文をくりかへして、皆さんの記
 憶を明確にしたいと存じます。

大慈悲を軸となし智慧を車輪と爲す

ここは人は大乘菩薩と云ふ車ぢや、そして此の車には、家庭の或るものを載せ、又は全部を載せて運ぶ時もあり、或は町村を載せ、社會の同朋を載せて運ぶ時もある、時には國家の重大任務を載せ、又は世界人類を載せ運ぶ時もあるのぢやが、此等何れの場合に於ても、我れは車であるとの覺悟を以て、慈心の軸の堪へ得る限り活力の車輪の廻る限り、奮勵努力して、載せた或るものを、或る目的の地に送り届くるのである、所謂四恩に報答するのである。斯くてこそ人生に意義もあり、又人間に生れた甲斐もあるのぢや、處で世には往往自己の車たることを忘れて、兎角他の車に乗ることのみを考ふる族もあり、偶々車らしき風情を装ひながら、勝手に横車を牽いたり、根本的に車それ自身を打こはして、家庭や社會に大なる迷惑を懸けるものも尠からぬことであるが、さうか皆さんは假りそめにもそんな狂的人間にならぬのみか、眞に覺めた人となつて、我れは我が家の車たり、我が町村の車たり

我が國家の車たり、我が世界の車であると自任して、各々分相應に利他の爲めに力められんことを望みます。

九 活動の軌範

吾人が人生を自覺して、一生八十年の世渡りをなす上に、主義の實行を期する方法として、三つの軌範がある、これは佛敎道德の軌範であつて、やがて人間道德の規準であります、處で今此の軌範を説明するに、五戒、四恩、六度、四弘、四攝等のことを、委しく辨するの餘地なきを以て、唯其の要所のみを簡單に述べて置きます。

三の軌範とは

- 一 止惡 なしてはならぬこと 反省
- 二 修善 なすべきこと 進取
- 三 利生 なさねばならぬこと 犠牲

意義ある生活

此の三軌範は極めて簡明な言ひ顯しであつて、一應文字を讀んだ丈で、早や大要は知れます。それは惡を止むること、善を修すること、人を利すること、これを更に、平たういへば、悪いことをするな、善いことをせよ、人のためになることをせよ、と云ふことであるが、大體、惡は人のなしてはならぬことであり、善は人のなすべきものであり、人のためになることは、人の是非ともなさねばならぬことである。而して人は、何時も反省して、自己の缺點罪惡を防止することに注意せねばならぬ善と聞けば、決して人後に落ちぬ様、我の力の及ばん限り、進んで其の事をなすの覺悟が必要ぢや、人の爲めになること、世の爲めになることは、自身を犠牲にして働くの覺悟が大事ぢや。以上これ丈の説明でも大要は知れますが、今少し委しく説明して見やう。

十一に止惡

止惡とは吾人が常に知らず識らずの間に犯しつゝある罪惡、及び自己の缺點罪惡等を反省して、それらの、罪惡を防止するのが、止惡の旨趣である、彼の人を殺したり、傷害を與へたりと云ふ様なことは先づ稀なことで、其の罪惡たるは云ふまでもないが、世には、自分の身を放逸に持ちくすした結果、親兄弟に難儀を掛けて、苦しましむる様なことのあるのは實に輕からざる罪惡であります。それから物を盜むことであるが、彼の竊盜強盜などのことは、法律の制裁もあることなり、又これを犯すものも、多くの人の中に稀れに見る位のことぢやが、世に時間の盜人や、約束違反の盜人や、人目を盜む盜人は尠くない。特に山の境目を盜み、里道を削り取る様な類から、近頃外國へ輸出する一時の賣品の中には、粗製濫造の物を輸送して、暴利を占め、やがては多數の同業者、若くは國民の品性に不信を抱かしむる様なことをして、それで別に面目ないとも思はぬ盜人もあると、屢次新聞などに傳へられて居る。

それから、女子が自ら女子の貞操を破るものもあるが、貞操は獨り女子に限つた譯のものではない、男子にも同様貞操のあるべき筈なるに、女子は兩夫に見ゆべからずと禁じて、男子は殆ど公然の如く、兩婦に見ゆるのは不條理である。けれども習慣の然らしむる所、今分直ぐに、其の惡習を改めよと勸めても、事情の止みがたきものもあらうが、こはよろしく、各々自覺して、今後此の惡習の跡を絶つ様に心得られたい。特に邪淫に屬することは、云ふまでもなき罪惡ぢや、それから、妄語虚言や、惡口兩舌などを恣にするのは是れ自ら其の人格の劣等なることを標示するものであつて、そしてこは極めて怖るべき罪惡を構成する本となるものである。されば各々自ら反省して、自分には斯る惡癖があるかなきかをよく／＼驗して見るの必要があります、それから飲酒のことであるが、大體酒は起罪の因縁と申して、之を用ゐることのよろしからぬことは何れも皆認めて居ることぢや。が老人達は且く措いて、青年壯年の向は、慎んで用ゐない様にせねばならぬ。第一自分の立派な

體質を惡化し、體力を減退するの性質を持つたものは酒である。そは獨り自己の體質を惡化するのみならず、酒精中毒を子孫に遺傳して、其の毒禍を子孫の身體に現出するの悲惨な状態を見るに至ることもあるのぢやから、各々慎んで此の惡習に感染せない様に心得られたい。斯様に數へ來れば、吾人は惡癖惡習、缺點罪惡等と稱するものを、常に知らず識らずの間に犯し去り、犯し來ることが甚だ多いのである。どうか皆さん、止惡の教憲に隨ふて、こはなしてはならぬことであると、反省自覺して、日に新に、又日々に新にして、罪惡の垢を去り、淨らかなる身となつて、世渡りをする様に心得られたい。

十一 一 二 修 善

修善と云ふことは、前に略辨して置いた、家庭、社會、國家、世界の四恩に對する利他的善行爲であつて、彼の教育勸語に、

父母に孝に、兄弟に友に、夫婦相和し、朋友相信じ、恭儉己を持し、博愛衆に及ばす

と仰せられてあるのと同じことであつて、此等は皆是れ、修善と云ふ、道徳行爲に關する教訓であります、それから佛教に教ふる、修善の方法は澤山ありますが、今其の一たる、六度と云ふ中の、布施の事を少し話して見やう。布施とは平等心を以て施すと云ふことで、利他の實行であります。此の布施に財施、法施、無畏施、心施の四つの義がある、一に財施とは、金穀、衣服、飲食等の物資を以つて、宗教教育、慈善、公共等の事に提供することである。そして此の提供の意味は、全く喜捨であつて、何等の報酬を期待せない、慈心の發動を意味して居るのを布施と云ふのであります。二に法施とは、教法を説いて衆庶を化度し、又は學校教育、社會教育等の指導、若くは技藝、技術等の知識の啓發に對して慈心の垂教を事とするなどは、何れも皆法施といはれます。處でこれが若し財物を欲求し、又は名譽を期待し

ての法施であつたなら、それは不淨說法であつて眞の法施にはならないのであります。そこで此の法施は對象者の、それを教養善化しやうと云ふ慈心より發動し來ることを要するのであります。三に無畏施とは、佛は一切衆生に偉大なる安心を與へて、恐怖の念を除かしむるの徳を施すものである、それは佛を信する者は、常に冥々の中に、佛の御護りに預りつゝあることを信じ、又佛は常に我を善誘し給ふことを信じ、そして人生終局の最後は佛の御國に生るることを確信して泰然不動の狀態に安んじ居るのは、是れ佛陀大悲の無畏施の結果である、これに例して、親は子に對して無畏施者でなければならぬ、それは子供等をして、親の慈愛と教養に信頼して、毫も不安の念を抱かしめぬ様にするのが、親が子に對する無畏施である、これに例して夫は、婦に對して安心を與へ、婦は夫に對し、子は親に對し、兄弟は弟妹に對し、弟妹は兄弟に對し、主人は徒弟に對し、徒弟は主人に對し、各々相互に信頼し、安心して、其の分に安堵せしむる様な、徳を持たねば人たるの價値はない、これを擴げ

ていへば、寺の住職は檀中に安心を與へ、學校の先生は、學生に安心を與へ、町村長は、町村民に安心を與へ、其他、郡縣等の何れにしても、對象のそれ等をして、安心して、其の人の調攝に信頼する様な、状態に在らしむる所の、無畏施がなくてはならないのである、こは強者が弱者に無畏の施しを爲すに依り、彼れは其の庇蔭に居て安堵するが如く、弱者それ自身の歡びも尠くはないが、これを擁護扶持する強者の快味はいかばかりであらう、斯様に無畏施の必要は當然のことでありませう。

四に心施とは、家内も安全なれ、國家も安泰なれ、世界も平和なれと、祈る心地にて、此の心地が、一人より十人、十人より百人、百人より千萬と、無限に共鳴することとなつたら、自然光明世界の出現を見るに至ることも難いことではなからうが此の心施の道念が、最も肝要な基礎であります、以上略辨した、布施に就いての四つの意義は、吾人が主義とする所の、利他心より來る修善行爲の心得として、最も大切なことであると云ふことは、ほゞ御了解になつたでありませう、處で今一つ

物質的布施に就いて。實によい手本であると思ふ一つの事實談を語つて見ませう。

十二 慈心上人開渠の功德

山城相樂郡瓶原村に、名高い井出の湯がある、そこに海住山寺と云ふ、立派な寺があつて今より七百年程以前に、住僧の慈心上人と云ふのが、此の井出の湯を造つたのであります、上人在家の時は、藤原民部卿參議正三位長房と稱した、當時有名な解脱上人に歸依し、得度して慈心と號せられた、時に四十一歳であつた、修道功を積み、名聲漸く世に傳へられ、解脱上人の後を承けて寺門の構造を新にし、改めて海住山寺と號するに至つた、此の地瓶原は、元と恭仁の京の廢地にて礫确荒蕪、至極の瘦地であつた、上人、此の地住民の生活難を感念し、熟慮の結果、自身躬ら地理を相し、高低を測量し、これが計畫を立て、其の工事を興した、和束川を堰きて水源を石寺に開き、それより山を廻り、谷を互り、高きを削り、低きを填めて、廣

さ六尺の長渠の末流が木津川に落ち入るまで、延長實に、三千七百五十三間（一里二十六町三十三間）の養水渠が出来た、これに依つて、礪確は變じて膏腴となり、不毛は化して、水田となつた、爾來居民も漸く蕃息して、見替へた富村となつて來た、現今田面百八十町、收穫年々、五千四百石に達すと云ふ、予先年、泉州、大阪大和法隆寺、郡山、奈良を経て、態々此の井出の湯の視察に參つた、當時久しい間の早魃であつて、沿道の各地こゝも、彼こも、水取り騒ぎや、雨請の御祈禱やらで農家の困難は、實に云ふばかりでなかつた、此の折柄であるので、井出の湯の視察には此の上もない好い時であつた、初め此の地に入り、農夫が鋤を手にして、靜に田面を眺めつゝあるのを見受け、就いて湯のことを問ふた、彼は委しく其の由來の説明を了つて、曰く此の早魃の折柄、斯通り、田面に水を湛へて、稻葉の青々と榮へて居る見事な出來は、どうでしやう遠い所はさて置き、近い隣り村でも、見ることの出來ない此の立派な稻を作り得るのは、是れ全く、慈心上人の御蔭であります

と、深き思ひ入れを以て感謝せられた、予はそれより、先づ寺に詣で、住持の好遇を受け、更に歩を進めて、石寺の水源地に到り、茲に建てられてある、慈心上人功德碑と云ふ、大森府知事の撰文に成る碑文を見たり、水源地の模様などを觀て、深く上人の慈心に感じ、竊に其の盛徳を景仰した、皆さん、布施の徳も斯様に大きなとして斯様に德澤を永久に傳ふることはどうして出來たのでしやう、こは云ふまでもなく、上人の慈悲心より發現して、彼の長渠の一土一石にも、上人の誠意が充實して居るからのごとであります、尙ほ予の感じたのは、彼の保渠水利等の委員として、十六人の水守家を定め置かれ、之を永代に傳承せしむることゝなつて居て、今尙ほ相續して居ると云ふことゝ、彼の長渠が、元と之を造つたまゝであつて、時に聊かの修補を加ふる位のごとであること云ふことである、其の筋の識者などが、時々視察に來るさうなが、六百年以前の工事として、斯の如き完全なものを造つた技術に對しても、其の念の入つたことに就いても、感心せぬ人はないことである、

どうか心ある人は、暑中の休暇時分に、一度視察に参られんことを望みます、そしてどうか、何に事をなすにも、慈悲の利他心より發つて誠意の含んだ仕事をする様な、心懸けを持つ様にして貰いたいものであります。

十三 三 二 利 生

利生は利益衆生と云ふことにて、利他と云ふこと、同じことである、此の利生の實行は吾人佛教家の主義生命とする所のものであつて、そして此の主義の實行に依つて吾人は永久に生き得らるゝのである、勿論此の利生の實行は、人として當然なさねばならぬことであるから、佛は徹底的に不惜身命なれとお示しになつてある、凡そ何事をなすにも眞面目に徹底的に全力を傾注して遂行するにあらざれば成功は覺束ない、見よ彼の食膳に供せられた澤庵の一切を取り上げんとするに、全部の澤庵が垂簾の様に連り來つて離れない、よくよく見れば澤庵の皮切れがしてない、こは

此の澤庵を切つた人の人柄がそこに見えてある様に思はるゝぢやありませんか、そは皮の切れてないところに仕事の徹底しない不眞面目な影が見えてある、ところで或は澤庵の切り様位はと云ふ人もあらうが、それでも珠數つなぎの澤庵を、客の食膳に供するのは甚だ無作法ぢや、もう少しの所に誠意が缺けて居て、なんとさう心地がわるい、特に人間一生の仕事の上に、あれも半切れ、これも仕くさしと云ふ様なことであつたならどうであらう、實にたよりない人ではありませんか、どうか皆さん何事をなすにも、ほんの一次的の觀をなさず、眞面目に、徹底的に、そは永久的信念の上に立つて、努力せられんことを望みます、そして今一つ、佛教家の一偉人を擧げて皆さんの龜鑑に供へたいと思ふ。

十四 鑑眞和尚傳教の努力

鑑眞師は、日本に於ける、戒律宗の元祖であります、師は支那の揚州の人で、十

四歳にして出家し、後、戒律の奥義を極め、盛徳の名廣く天下に傳へられた、唐の開元二十一年に、日本の留學僧、榮叡普照等が入唐し、居ること十年、偶々鑑真師の盛名を聞き、楊州の大明寺に師に謁し、そして、戒宗を日本に宣傳せられんことを請ふた、師此の旨を門弟等に傳へて、誰か、傳教の重任に當る者はないかと問はれた、時に弟子の一人が答ふるに、東海波荒うして航行の頗る困難なるを以てし、そして誰も傳教の重任に當らうと云ふものがなかつた、此に於てか師宣言すらく、事固より大法の爲めなり何ぞ身命を惜まん、他若し往くこと能はずんば我れ自ら往かん、そこで大衆一同皆激勵して、師の行に従はんことを請ふに至つた、やがて榮叡等、船具水穀其他萬端の用意をなし、師資二十一人乗船し、將に纜を解かんとするの折柄、事の間違ひより、一行中の道航等、當時東海横行の海賊と通じ、多大の乾糧を辨備し、今、既濟開元大明の諸寺に分宿し居れりと、州廳に告ぐるものがあつた、尋で、榮叡普照道航等皆捕へられて獄に投せられたが、間もなく、誣告

なることが明になりて、放免せられたが、海賊横行の際なればとて、堅く其の東行を停められ、剩さへ船を沒收せられた、時に唐の天保二年、師五十六歳であつた、後、一隻の軍船を買入れ、佛像佛具經論雜品等を積み入れ、師資十七人の外に玉工畫師、佛工、鍍鑄師、寫繡師、修文、鐫碑等の工手八十五人と共に乗船東行に就いた、折柄悪風激浪に遇ひ、止むことを得ずして上陸した、後、船を修理して航路に就いたが、又暴風に遇ひ、船大に損じて、船中の水穀皆盡き、三日三夜飢渴の折柄、偶々人の來り救ふに會ひ、一同上陸、阿育王寺に到り、やがて東行の準備最中に、州僧等、鑑師の東行を惜み、官に訟へて、日本の僧榮叡等、鑑師を強いて、日本に往かしめんとするものなりと告げた、官、榮叡を捕へ、枷を加へて京に送る、途中病に臥し、詐りて死せりと爲して免るゝことを得た、さて東行の企圖既に五たびに及んだが悉く失敗に歸し、旅に在ること十餘年の久しきに涉り、特に師は眼病に罹り、遂に明を失するに至つた、けれども東行の念は猶ほ毫も屈せず、更に第六回

目の準備中、日本大使の便船に乗ることを得て、天平勝寶五年十二月薩摩に着し、翌年二月奈良に到り、東大寺に館し、聖武上皇の御慰問使を受け、傳燈大法師位に叙せらる、時に師六十六歳であつた、四月初めて、戒壇を、大佛殿の前に設けて上皇、太皇、天皇皇太子公卿以下菩薩戒を受くる者四百四十餘人なり、爾來年を経て、傳戒傳教其の他風教の功績頗る多大なることを賞して、大僧正に任じ、備前に水田一萬町を賜ふた、後、天平寶字七年五月六日七十六歳にして入寂せられた。師の一世の行事は實に獻身的であつた、師既に明を失しながら、猶ほ藏經の校正を事とせられたと傳へられて居る、又戒律の三大部を開板したのは日本に於ける印版の始めなりと傳ふ、又師は醫藥に精通して居た、そして曾て光明皇后の御病惱に際し藥を奉つたと傳ふ、そののみならず日本の醫術は此の時より面目を一新するに至つたので、後世、醫家に於いて多く師の像を模して祀つたと傳ふ、抑々鑑師が、大法宣傳の爲めには何ぞ身命を惜まんと、勇猛精進の志を立て、やがて十餘箇年

の奮闘努力に七轉び八起きの該を實地に踏み來り、遂に日本行の初志を達し、一宗を開いて、上、皇室に信仰の法燈を傳へ奉り、下萬人に宗教の生命を傳へ、以つて奈良時代の文化に幾多の貢獻を爲し、延いて永く日本の民衆に數多の利益を施すことゝなつたのは、是れ全く師の慈悲心より發現し來つた、利生の爲めの努力の結果であります。

さて斯様に七轉び八起きの苦境に處して、猶且つ屈せざる所以のもの、一に利生の慈心黙止し難いのと

なをはけめ四方の佛の立ち添ひて

守るわが身ぞみをなおしみる

と佛陀の影となり日向となりて守らせ給ふことを疑はないから、一步は一步より勇氣を増進し、そして其の事の目的に向つて努力することは實に命限りであつた、彼の楠正成、正季の兩公の如き、兵庫湊川の戦ひに、刀折れ矢盡きて萬事休した時

七度生還の事を期して共に斃れた處に遺憾はなかつた、そは上、皇上に對し奉り、下國民に對して、不惜身命に奮闘努力せられた點に於て別に遺憾がない、即ちなさねばならぬことを成し得了つて斃れたのであるから、死に臨んで更に悔ゆることのないのみならず、やがては利生の爲めにまた再生し來ることを樂みつゝ逝いたのである。

斯様に古人は、人生にいき／＼とした利生の意義を有し、従つて千古朽ちざる活躍の光りに輝きつゝあるのは、是れ畢竟永久の生命を信するに依るからである、どうか皆さん國家の大事に臨んでも、人事の百般に就いても、基礎を永久の生命に置きすべて眞面目に徹底的に、利生を能事として努力せられんことを望みます、そは利主義の人となられんことを望みます、意義ある生活の旨趣大畧斯の如くであります。終り

教旨叢談

一 教旨の解釋多方面なること

國師彌天の教旨とて 別にむつかしい譯ではない、畢竟三業さながら南無阿彌陀佛の境界に體達すればそれでよいのである、然るに其境界に達する方法に就ては、由來多方面的の解釋がある、今聊か其事を語らふ、そも／＼彼の宗祖大師が、念佛弘通の方法の如きは、實に單調一律にして、唯專修一行の南無阿彌陀佛にて往生するぞと、智者も學者も尼入道も、皆總撫に撫込んで、南無阿彌陀佛の中に入れたのであつて、子細巨細は措きて語らなんだ、それで判教の如きも、唯列祖の定判に準じて、難行易行自力他力聖道淨土の名目を専用せし外、別に新名目とも思はるゝは、唯選擇集に、廢立、傍正、助正の名あるのみであつて、是とても別に委細應用の釋

はない、つまり一代佛敎を聖淨二門と大割に割り分け、彼れは難行自力の成佛、此は易行他力の往生と、分明に宗の大綱を指示して、出離の要道は專修一行に限ると唱道したのである。

ところで國師彌天は、法門の子細互細に立ち入りて、意味の深長なる教旨を開顯した、素より宗祖の指授に依りて、難行易行自力他力聖道淨土等の教相は勿論、專修一行の要旨に就きて、親しく相承を得たのであるから、所歸の本旨は同一なるべしと雖も、特に獨得己證の教旨ありて、法燈増暉の大業を成したことは、是れ顯著なる事實である、そして其教旨顯揚の方法は頗る多方面である、茲に其大要を語れば即ち列祖の中に於ても、特に善導の觀經の疏を鑽仰して、韋編三絶に及んだ、終に自ら得るところの要義、即ち行門、觀門、弘願門の名目を以て 疏文の始中終を解釋し、大に善導一流の他力教旨を、世に發揚することゝなつた、其解釋の鈔記は、觀門義四十三卷である、又顯行示觀、正因正行の名目を用ひて、同じ疏文を講じた

る十卷の鈔記がある、こは聽講の門人が筆記したとのことで、他筆鈔と名づけた、當時宗祖の門人にして疏文を讀誦した人は、澤山有つたで有らふが、自家の所信を以て、疏文に註釋を加へ、善導の他力教旨を世に發揚した人は一人も無かつた、獨り國師彌天は其嚆矢である、此外一部一卷の鈔記も尠からざるが、皆善導家の他力教旨を發揚するに勉めたるの外は無い、それから國師彌天が、特殊の眼光を放ちて發見し得たる教旨顯揚の方法は、曼陀羅註記十卷の著述である、是もやはり教相の基くところは、善導家の他力觀に外ならのであるが、教相上より解釋したる、前記の諸鈔とは違ふて、一種特別の格調を備へたる事相釋である、全體事相釋を以て他力教旨の開顯を企圖せしものは、古來一人も無かつた、眞に影だも無かつた、斯の如き絶無の事業に對して、國師彌天が、創設の功を完成せられたる、註記の事相釋は、實に古今獨歩の發明、獨得己證の實義である、そして其意味の絶妙なること、全く不可思議といふの外はない、吾人は彼の註記を拜讀するに當り、微妙の法

味津々として其盡くところを知らず、ちと勿體ない様であるが、時に因ると思はず知らず案を打ちて、嗚呼面白いと絶叫することがある、さて此註記の外に、曼陀羅論義鈔の一卷は最も熟讀を要する書であるが、兎に角國師彌天の真面目、真精神に接觸しようと思ふものは、是非とも、此事相釋の真趣を翫味するの必要あるのみならず、機法一體、生佛不離といふ様な問題に就きては、特に註記を參究せざれば、其名目の出所は勿論、意味の真趣を理解することができぬ、尙此外、一種特別の教相解釋の方法がある、それは曼陀羅解釋に使用したる、定散、念佛、來迎等の事相名目を以て、教相の文義を解釋したものであるが、其趣きは、即ち他力眼を開きて、靜に淨土の依正二報より、娑婆の日月星辰森羅萬象を觀じ來れば、其當相其ま、彌陀法界の真境、事事皆如來の靈動にあらざることなしとの風情を示したのであつて、解釋の格調頗る高妙深遠である、そして此旨趣を述記したのが、觀經疏秘決集、選擇集密要決、四十八願要釋鈔である、ところで、古來此等の秘鈔に對して疑ひを懷

き、或は國師彌天の真撰にあらずといふものもあれど、予は國師彌天ならざれば、斯る特殊の格調を以て、斯る教旨の真趣を説き示すことを得ざるべしと信するものである。

以上陳るが如く、國師彌天の教師解釋法は、實に多方面である、餘り多方面であるから、或は、彼は一定の信念がなかつたのであらうか、一貫の教理を見届け得なかつたであらうか、薄志弱行といふ様な風で、信念も、しばしば動搖したのであらうか、杯と、いろ／＼の疑ひを抱く者もあるが、それは疑ふ者の僻見である、前に陳ぶるが如く、教旨解釋の方法は頗る多方面であるが、其所歸の至極は、三業さながら南無阿彌陀佛の境界に體達せしむるの方法手段に外ならぬのである、例せば、富士山を見る様に、甲斐、駿河、武藏等の諸方面よりこれを見るに、各々異様の感興がある或はこれを望んで、白扇を倒懸するが如しといひ、或はこれを觀て、蓮葉の如しと語る等、富士の觀頗る多様であるにも拘らず、常に其一隅のみを見て全景を評量し

去るは甚だ錯れり、世若し富士の觀の多様なるを疑ふものあらば、彼れは唯だ富士の一隅を見て、他を知らざるものなり、ところで、國師彌天の教旨多方面觀を疑ふ者の説に、彼れは宗祖の未だ語らざる教相を語り、先哲の未だ言はざる事相をいふが如きは、餘り自由勝手に解釋である、宗の家風に合はぬ沙汰であると非難し、或は彼れは宗祖の弟子とはいひながら、淨土門の正統は傳へて居らぬ、彼れは背宗の異義者であると罵り、特に甚しきは、彼れは邪義の法門を語るものなりとの、暴言さへありしかの様である、そは師資の語るところ、或る程度までは同調であるが、或る程度に達すれば其調を異にすることあるも、別に異義を主張するのでも無ければ、又邪義を存するのでもない、唯だ法藏中に存する種々の異珍を取り出だして、教旨を莊嚴したのである、つまり師資の教ふるところ、其調を異にしたといふのは其時代機運の違ふところから起つたのである、所謂、聖人の藥を投ずる、機の淺深に隨ひ、賢者の説黙は、時を待ち人を待つといふ筆法であるから、異調を奏し、異

彩を放てばとて、別に驚くことも、怪しむこともいらぬのである、特に邪義などと稱して、これを蛇蝎視するのは、却つて自ら偏執の邪徑に陥りて居るかの感がある請ふこれを諒せよ。

一一 宗祖大師の念佛弘通と其時代

宗祖大師が、名僧知識に向つても南無阿彌陀佛、一文不知の尼入道に對しても南無阿彌陀佛と、單調一律、たゞ專修一行の一筋を以て押し通したのは、實に時機相應の教である當時南都北嶺、諸寺諸山の僧徒は、佛法の何たるを辯せざるものゝ如く、内は、三學練磨の行業を廢して、私に軍略練兵の事に従ひ、外は、權勢の爭奪に競奔して俗情を募り、動もすれば兵器を弄し、鬪争を事とす、勢ひの然らしむる所とは言ひながら、南都の僧徒が、叡山を火にし、山徒が園城寺を焼くなぞの狂態を現じて、自ら愧づることを知らざるのみならず、勢力角逐の手段としては、無

比の好處置に出でたるかの様に考へたるが如し、如何に教界の紀綱紊亂の時とは言へ、僧侶にあるまじき暴行、實に無慚愧の程も甚しと謂ふべしぢや、一體の風潮斯の如き状態なるを以て、稀に佛道に志を傾くる者は、交衆を絶ちて山林に隠れ、或は顯職を辭して草菴にとちこもる者あるに至る、そして彼等の有る者は、汗牛充棟の聖教に目を曝して、孜孜として出離の道を尋ね、或者は觀念の床に座して、意馬心猿を呵りつゝ、心靈の安慰を求むるに急なりき、斯る折柄、宗祖大師、叡山四明の巖洞を出でて、京都西山の廣谷に居を卜し、茲に念佛弘通の初聲を揚げ、尋いで吉水に他力教旨の法幢を建て、盛に出離の要路を唱道せしかば、近く見聞に觸るゝ者は、隨喜渴仰するのみならず、念佛弘通の聲は、遠く山林幽谷の裡までも響き渡りて、今や求道に疲勞厭倦を覺へつゝある、幾多の道人は、起て宗祖の門に集まり來るの趨勢とはなりたり、彼等は、一たび念佛三昧の簡にして要を得たる教を聞き此に初めて、出離の道を曉らめ、歡喜の聲は、早や南無阿彌陀佛の色に顯れ、見聞

の者をして頗る驚歎せしむることもあつた、終に彼の顯眞、聖覺等の碩學を始め、教界の龍象多く念佛に歸し、宗祖を以て、出離の先達と仰ぐに至つた、しかのみならず、當時源平二氏鎬を削り、擾亂頻に起つて、悲慘の光景、京畿諸國に充塞す、就中、一門東西に離散し、父子眷屬、相互に生死の程さへ、さだかに知る由もなき窮途に陥り、無常轉變の浮世とは、げに今此時を指すにやと、ほとほと身の不幸をかこつもの頗る多し、たまたま此等の輩が、自身の安心立命も、一族追善のとむらひも、唯念佛の一行に在ることを聞いて、宗祖の門に集るもの踵を接し、特に戰場に火花を散したる益荒夫が、戦後靜に觀じ來りて、戰場の状態を想ひ起せば、如何に敵とは言ひながら、あたらし靈を、數多殺戮せしことの無慚なることよと、さすがに猛き武士も、一朝、或動機に由つて、宗教の情緒勃然として起り、終に走つて宗祖の門に投じ、專修一行の入道法師と成りたる、熊谷蓮生の如きあり、又亂徒征伐の命を奉じて、敵陣に向ふ折りから、宗祖の御一言を承りて、戰場に目覺しき打

死を爲し、一は武士の家に生まれし名譽を留め、一は往生の素懷を全ふせんと、勇み立ちたる甘糟の太郎忠綱の如き念佛の行者あり、且つ上は九重雲深き處に於ても稍や念佛の聲を漏れ聞くの機運に向ひて、月郷雲客の念佛に歸する者頗る多く、此等を見るにつけ、聞くにつけて、下は町人百姓輿夫馬丁に至るまでも、寄るときはると、專修の沙汰となり、念佛の聲は、殆んど朝野を風靡するに至つた、徳風古今に秀でたる宗祖の一言一行は、實に當時の天下を感化するに難からざるべしとは雖、其主義の旗色最も鮮明に、主張の言頗る簡單であつて、解し易く、信じ易かつたのが、大に時機に相應したる原因であらふと思ふ、即ち出離の要道は、專修一行に在りこの外、更に他を言はず、智者も學者も尼入道も、同一念佛無別道の主義精神を唱道した、そこで五重唯識、一心三觀等の幽玄微密なる觀道に疲勞を覺へつゝある沙門道人は、一行三昧の手早き出離の要術を歓迎し、心靈の安慰は、智者學者の沙汰と心得、出離解脱は、積功累徳の道人に限るものと思ひ濟して、曾て宗教に

心を傾けざりし俗人も、行住座臥不問時節の念佛一行のみは、我等に相應の宗旨である、在俗尼女を隔てず、迎へ取るこの阿彌陀佛のみは、我等が眞實の本尊ぢやと天下舉げて專修一行の旨趣を歓迎することゝなつたのは、實に時機に相應したからであらふ、宗祖は愚痴の法然を以て、自ら任じて居られた、それで、少しも霸氣も野心もなかつた、彼の大僧正や、官爵を以て無上の榮譽とする今時の俗僧とは大に違ふ所がある、我は遁世の身なればとて、朝命を辭して、勸進職を門弟の重源に譲つた一事を以ても、圓滿なる大徳たることを推知するに足る、彼は朝命を笠に着て、自家の地盤を作らふなど言ふ様な野心は、少しも無かつたのである、彼れが謙讓は實に誠心誠意の大謙讓であつた、彼れ自身は全く謙讓とは思はなんだのであらふ、そして此大謙讓はどこまでも附隨して、教義を語るにも、前話に陳るが如く、唯だ列祖の遺教に承順して、難行、易行、自力、他力、聖道、淨土等の名目を專用して、別に新立の名目をさへ用ひなんだ、我は釋迦彌陀二尊の教に順ひ、列祖の指

南に任せて、念佛の一行のみを修するのであると宣言した、宗祖の言行は、斯の如く、大謙讓であつた、さりながら、其抱藏せる内徳はいつしか發露して、殆んど蔽ふべからざる次第となつた、時衆は實に佛の如く尊敬するに至つた。

當時權勢に競奔して、徳化の方面には一顧の値をも拂はざりし、諸宗諸山の側にては、最初は左程にも感じなかつたが、新立の宗門が、次第に教線を擴張して、諸方に流布し、宗祖の徳化日に増し、光輝を放つを見て、稍や不快の感を起す様になつた若し此儘に差置く時は、舊來の宗門は、大に其價値を減殺せらるゝに至るべしと思ふた、元來宗祖の興り知らざる所ではあるが、專修の門徒中に、惡を怖るゝ者は本願を疑ふ者である、惡人女人は淨土の正客であるなど、唱へて、放逸懈怠に流るゝ族もあつた、此に於てか、日來不快に感じつゝある、南都北嶺の大衆は、奇貨居くべしと、彼の懈怠の一輩を口實として、法然の勸むる念佛は邪法であると言ひ觸らし、專修の行人は外道であるかの如くに言ひ爲し、衆徒屢次蜂起して、念佛の興行

を停止せしめんと企てた、事情は種々にからまり來つた結果であるが、後鳥羽院御留守の女房が、上人の門徒、住蓮等に從ふて、出家せられたのが導化線と爲り、宗祖は土佐の國へ配流せらるべき宣言を拜するに至つた、七十五歳の御老體なるにも拘らず、住みなれた花の都を立出で、遠く異郷に趣くことを、少しも憂としたまはざるのみならず、邊鄙に趣いて、田夫野人を勸めんことは、こは年來の本意なりしかれども時不到らずして、素意いまだ果さず、いま事の縁に由つて、年來の本意を遂げんこと、頗る、朝恩と謂ふべしとて、大に喜ばせたまふた、嗚呼宗祖、念佛興行の堅志察すべきである、此に年を経ずして、勅免の宣旨は傳へられた、そこで念佛の興行は都鄙を通じて益盛大を極むることゝなつた、要するに諸宗教界に於て、自家の行業に、疲勞倦厭を覺えつゝある、智者學者を指導して、速出生死の一行を修せしめ、且つ俗界の宗教に渴したる、公卿武士、さては町人百姓のすべての階級に、一味の法水を與へて、齊しく安慰を得せしめたる、宗祖の功業は實に廣大であ

る、此廣大なる功業を成就したることは、全く宗祖の偉大なる徳化の致す所ではあるが、其主義四海兄弟同一念佛の平等觀であつて、そして其教旨の宣傳、唯だ専修一行の單調一律を以て押し通したのが、能く當時の機運に投合したからであらふと思ふ。

三 國師彌天の教旨宣傳と其時代

宗祖大師入寂の時は、國師彌天は三十六歳であつた、其翌年慈鎮和尚の譲りを受けて、東山の小坂より、西山善峯寺の北尾往生院に移住せられた後は、唯だ専ら教旨發揮の業に従事した。

當時は佛教興隆の機運に屬し、有名なる偉人碩徳頗る多かつた、即ち其主なる者を舉ぐれば、前に笠置の解脱ありて法相を舉揚し、梶尾の明惠ありて華嚴を顯揚す、中頃入宋の僧榮西、俊仍あり、一は臨濟禪を傳へて建仁寺一派の基を開き、一は戒法

を傳へて律宗を中興す、後に圓爾、道元あり、是亦共に入宋して、一は東福寺一派の開山、一は曹洞宗の元祖たり、其他内には聖光、親鸞等の宗師あり、外には慈鎮明遍等の名家あり、それから少しく後れてはあるが、日蓮の法華唱道を見るといふ様な時代の機運にて、當時偉人の輩出に伴ひ、佛日増輝の光景は實に盛なものであつた、斯の如く教界の趨勢は、舊來の儀式的宗門に満足せずして、着々一大改革を實行するに連れ、一般社會の風潮亦大に新宗新派の勃興を歓迎した、ところで斯様な時代の境遇に觸れつゝある國師彌天の行動は、果して如何なる處置に出でたであらふか、今聊か其歴史の模様を語つて見やう。

抑國師彌天十四歳の時始めて宗祖の室に入りしより、他力教旨を以て根本の信念を涵養し、且つ學解は淨土の正依經正依論等を研究の根本義として修入した、傍ら戒疏は宗祖より講授を受けた一つであるが、他宗他門の諸學は、大概皆其専門の家に入りて學んだ様である、即其例を言はゞ、天台の法門は太子の願蓮上人に學び、眞

言は政春阿闍梨より傳へ、入壇灌頂は仰木の公圓僧正に受けた、良惠僧正に就いて東寺の灌頂も傳受した、それから此等密乘の要義に關し、慈鎮和尚の指教を得たことが、頗る多かつたであらふと思ふ、又彼注記などに、意味は違ふてあるが、教内教外等の口調のある所を考ふれば、禪味に就いても大に參究する所有つた様に察せられる、其他曼陀羅相儀を開かんが爲に、内典外典世間出世の一切萬法を窺ひ求めずといふことなしとの國師自述の言より察すれば、三論法相俱舍成實等は申すに及ばず、其他學ぶ所餘程博かつたと見える、斯く他宗他門に入りてまで、忠實に其道の研究を爲した、國師彌天の希望は畢竟何であらふ、言ふまでもなく他山の石で有つて、藥籠中の一物とするに過ぎない、要する所唯自家を莊嚴し、他力教旨を開顯したいといふ大目的に歸するの外はない

さて修學時代既に過ぎて、いよく實行の時代に入りた模様は如何といふに、それは前話に陳ぶるが如く、宗祖は宗の大綱を指示して、同一念佛無別道の專修一行を唱

道するの外、別に子細巨細の法門に立ち入りての沙汰は無い、つまり淨土門といふ門を開いて、此處が娑婆を出るの出口ちや、此處が淨土に入るの入口ちやと、大聲疾呼して迷津の凡夫を勸化するを專要として、まだ堂に昇つて法味愛樂のこまかい話には及ばなんだ、ところで專修念佛の弘通も、宗祖入滅の時分は、はや都鄙滿分に行き涉つて、宗門創業の功は全く成立した、宗門の業既に此に至りて見れば、專修一行の單調一律、唯南無阿彌陀佛と申せば往生するとの胡淑丸呑の言ひ分のみにては、少しく物足らぬ様な心地するのみならず、當時教外別傳と稱して、向上の一路を語る禪門が、社會の上流に歡迎せらるゝ傾ある際とて、勢ひ法門の子細巨細にも立ち入りて、深長なる法味の存することゝ、他力家向上の宗致は、果して如何なる風趣を呈示すべきものなるかを、知らしめねばならぬといふ事情がある、是れ國師彌天が、自家の職責として、自ら其解釋の大任を擔當するに至つた、即ち前話に陳ぶるが如く、教相上種々の方面より立案して、法門の解釋を爲し、特に古今獨歩

の新案として、曼陀羅事相より、他力教旨を解釋するといふ様な次第になつた、國師彌天は素より着眼ありての事か、其邊の事情は、今知るに由ないが、つまり天台眞言に出入して、事相の法門を研究したのが原因と爲て、曼陀羅注記を著し、他力事相の教旨を世に發表するの結果を得たのであらうと思ふ、彼の當麻曼陀羅出現以後四百六十餘年の久しき、曾て誰れ一人見たものが無かつた、そは見たものが有つたではあらうが、意味を解する識見が無かつた、此にたま／＼國師彌天の眼光に觸れ、靈寶始めて光を放ち、他力教門に一大光彩を呈するの現象を見るに至つた、國師彌天が山の三角も彌陀の三尊、松吹く風も稱名の聲と謳ふた、此間の消息は、實に言語道斷心行處滅ぢや、國師彌天が、自家の教旨を斯く高調に語り且つ謳ふたのは、畢竟當時教界の趨勢と社會の機運に乘じ、特に彼の念佛に物足らぬ心地するものゝ爲に、百味の飲食を供へたのである。

さて國師彌天は、種々の方面より他力教旨を解釋して、微妙の法味を開顯すること

に力められたのみならず、極めて簡易なる方法を以て、多數教徒の指導を事とした、即ち白木念佛の一道を示されたる是なり、山かつが白木の合子其まゝに、うるしつけねばはげ色もなし、往生の正因は、唯一他力の南無阿彌陀佛ぢや、自力を捨て、他力の白木になりかへれ、三業の功を離れて大悲力の一になりかへれ、萬事を放下して南無阿彌陀佛の一になりかへれと勸化せられた、此白木になりかへるといふことは、頗る妙味の有ることで、此を善導は無有出離之縁と示し、宗祖は愚痴の法然と申された、つまり南無阿彌陀佛の一つになりきつてしまへとの意である。以上陳ぶるが如く、國師彌天は中途から、信念を一轉して、他宗より入り來つたのとは違ふて、無垢の生へ抜き、先入の主人公であるから、自家の莊嚴、教旨の發揚に就きては、實に一生の能力を傾注して之に従事した、それで生涯の行狀としては、俗眼を驚かし、俗耳を喜ばす様なことは絶へて無かつた、勿論地理上の歴史も頗る少なひ唯誇るに足るのは、他力教旨の深意を探つて、列祖の未だ言はざる所を

言ひ、特に曼陀羅事相に就いて、千古未發の他力教旨を開顯したる事業である、世に善惠義、小坂義、西山義、弘願義など稱して、或者は背宗の徒とし、或者は自骨の義とし、或者は邪義無文義勝手の沙汰とも、いろ／＼批評をするが、批評のあるだけ、それだけ専修の一門に、特殊の教旨を宣傳したと言ふことを證據立つるのであつて、國師彌天は、大に此等批評家を歡迎するであらう、そは兎も角、國師彌天は、自家が多趣多味の教旨を保有しながら、徒に沈黙するに忍びずして、斷然自己の所信を發揚するに至つたのである、世の讚毀は素より問ふ所ではなかつた、以上は國師彌天が、其時代の機運に應じて、教旨を宣傳した大要である。

四 教旨流傳の四期

彌天國師自得の法門、己證の教旨は、古來一貫、毫も變化なしに、今日まで宣傳せられたであらうか、或は學者の執見に因りて教旨を曲解し、或は他宗派の感化を受

けて、自家存立の基礎を破壊し、或は人心の趨向、又は社會の風潮に伴ふて、幾回かの變化を經來つたであらうか、現今宣傳せられつゝある教旨は、眞に國師彌天の本意を得たものであらうか、此問題の解決を與ふことは、なか／＼容易の業ではない、勿論一回の説話を以て、説き盡し得べき事柄では無い、されば其詳なることは、他の方法を以て講究べきものとして、今は唯其變遷に關する大要を示すを目的として、聊か傳來の歴史を語つて見よう、併し殆んど七百年に近き其間の歴史を語るといふことは、たとひ大體に關する事柄のみにもせよ、事頗る複雑に涉るの恐れあるに依り、大要變遷の時代を四期に分ちて、其趨勢の一斑を示すことゝ致さう、ところで今茲に四期の時代を記するに、或る年度に於ける、或る人物を以て、期限を書したる所以のものは、其經歷の形に於て相似、其時代風潮に就いて傾向相類し又教旨系統の稍や相近きものを取つて、或は是より以上を前期に、以下を後期に、附するといふような鹽梅に限度を書したる譯合である、されば或る人を限り、之を

前期又は後期に屬せしめて、妄りに人物を上下したるが如きは、人を誣ふるの嫌ひなきにしもあらず、同じ時代の内に列擧したる人々の中に於ても、其時代の風潮に混ぜざるのみならず、却て風潮 抗して、自家の主義信仰を主張せるものゝあるを以て見れば、あながち一時代の線内に同住せしむるの不當なることは、いふまでもなきことなるが、今講話の要とするところは、唯時代人物の趨向を見、且つ其教旨流傳の大勢を見るに有ることを諒知し、他は暫く措いて問はざらんことを望むのである。

五 第一期教旨發達の時代

教相上より、正因正行、觀門弘願等の法門を建立して、獨特己證の教旨を唱導し、又事相釋より、定散、念佛、來迎等の名目を立て、佛願大悲の眞趣を發揮し、盛に自家の信念を宣言したる、國師彌天が、教旨の種子を下して世を去りたる、後深草帝の寶治元年より、實導入寂の、後龜山帝の元中五年まで、百四十二年間は、所謂

教旨發達の時代である、國師門下に於ける、西谷、深草等の偉人、並に間世の門葉なりと雖、面受の眞弟に異らざる示導等の大徳、各自得るところの教旨法門を以て別に門戸を開き、其主義の旗幟を標榜して、大に教旨發達の業に従事せられた、而して此等の偉人大徳が、唱導せられたる教旨法門の流義を分類するに、全く六家を以て數ふるに至る、法門の勃興實に盛なりと謂つべし、恰も春の野山に、千草百木勃然として、根芽を發するの觀がある、今其偉人大徳等の事業の一例と、示寂の年代とを列擧して、趨勢觀察の便に供へん。

東山義開祖觀鏡

國師入滅の四年前に示寂、東山宮の辻子に阿彌陀寺を建て、祖承の教旨を弘む、證佛、觀明等の門葉ありしが、後世其傳絶ゆ、洛の安養寺、三福寺は當流の所屬なりといふ、但し所立の義、五祖同徹、正因正行の法苑を開發すとの傳はあれども、當流に關する史書の、徴するに足るものなきを以て、其説明ならず

實信房蓮生

國師滅後十三年示寂、入門の後、師に隨從すること、殆んど四十年、法事讀積學抄、並に述成の二抄あり、四帖疏等の聞書積學房抄と稱するものありたる由、傳に見えたり、されど今はなし

嵯峨義開祖道觀

國師滅後十八年示寂、後嵯峨帝、嵯峨二尊院内に淨金剛院を建て、師を開山として居らしむ、世稱して嵯峨義といふ、されど所立に關する著書なきを以て、其教旨を知るに由なし、道覺、圓道等の門葉ありしが、後世法燈の傳を失ふ、今の世師の遺物として存するものは、淨土名目二卷、曼陀羅緣起抄一卷あるのみ

西谷義開祖淨音

國師滅後二十五年示寂、始め光明寺に在り、後仁和寺西谷に新光明寺を建て、此に移住し、廢傍助三重の法門を以て、善導家一流の教旨を唱導す、世呼んで西

谷義と稱す、西山口決抄一卷あり、愚要抄等の書は眞偽知り難し、禪林寺の記に國師の後を承けて、同寺の一世に住すとあり

六角義開祖了音

國師滅後十九年に、大宮本願寺に於て觀經の疏を講ず、其抄記八卷あり了音と稱す、師は淨音の嫡弟にして、六角又は八幡に在つて教旨を唱導す、故に六角義又は八幡義の稱あり、示寂の年代今明ならず

深草義開祖立信

國師滅後三十八年示寂、深草眞宗院を建て、此に住し、二教三重の法門を以て、教旨を唱導す、世呼んで深草義と稱す、觀經疏の抄記等あり、曾て國師の後を承けて、往生、遣迎の二院を管理す

遊觀

國師滅後五十二年示寂、實信房の意を承け、宿老良空、圓空に繼ぎて三鈷寺に住

持たり、著書なければ教旨明ならず

顯意

國師滅後五十八年示寂、立信の統を繼ぎて、洛西釋迦院竹林寺に住し、楷定記等數十卷の鈔記を著し、大に所傳の教旨を顯揚す

觀智

國師滅後六十七年示寂、淨音の室に學び、播に龍泉寺を開基す、建治の頃、武藏の石濱に於て、行觀等に對し、盛に法門を講談せられたり

玄觀

國師滅後七十七年示寂、著書なければ教旨明ならず

行觀

國師滅後七十九年示寂、觀智より法を傳へ、鶴木に寶幢院を建て、此に住す、五疏選擇等の抄記數十卷を著し、大に西谷所立の教旨を顯揚す

道意

國師滅後八十二年示寂、顯意より法を傳へ洛に圓福寺を建つ

觀道

國師滅後八十二年、師行觀の遺囑に依り法事讚私記の闕を補釋す、又淨土口決集等の數書を著す、示寂の年月今明ならず

祖閑

國師滅後九十七年示寂、衰運に屬せる西山光明寺の維持者なり

乘運

國師滅後九十八年示寂、光融に法を受け、尾張に曼陀羅寺を創建す

本山義開祖示導

國師滅後一百二年示寂、初め叡山に天台を學び、中頃鎌倉に、佛觀を師として淨教を習ひ、後西山住生院玄觀の室に入つて法門を開きしが、疑を抱きて此等の所傳を

信受せず、更に自筆、他筆等の祖書並に積學房の遺書を研修して、大に自得する處あり、此に於て法鼓を鳴らし、盛に教旨を宣布す、そは根本山往生院に於て、別に一家の教旨を宣布せられたるが故に、世呼んど本山義と稱す四帖疏康永鈔の著あり

道宗

國師滅後百十四年示寂、尊氏の崇敬を受け、深草龍護に住す

頓乘

國師滅後百二十年示寂、教授を任とす、堯惠等の眞資二十七人あり

智圓

國師滅後百二十六年示寂、觀經疏選擇集等の智圓鈔四十二卷を著す

靜見

國師滅後百三十七年示寂、來迎寺開山

實導

國師滅後百四十二年示寂、示導の燈を傳へ、大に本山義所立の教旨を顯揚す、國師傳の著者として、其功頗る大なるのみならず、淨土顯揚抄、希聞抄等十數卷の著書は、實に祖訓の正義を開顯するに、與つて力ありと謂つべし。

六 第二期教旨普及の時代

國師滅後百四十三年、後龜山帝の元中六年觀教遷化より、明正帝の寛永十二年龍道遷化まで二百四十七年間は教旨普及の時代にて各地宣教の俊傑頗る多し、所で既に第一期の時代に於ても、觀智行觀が關東に法を弘め、乘運が尾張に教を傳へ、道意道宗頓乘靜見等が、山城大和に法光を放ちたるが如き例は尠からざれども、其宣教の機運に會して最も隆盛を極めたるは全く當代に在るべし

そは觀智行觀の後を承けて、西谷一流の教旨を宣傳せられたるもの、關東に觀教道覺識阿圓光あり、乘運の業を繼ぐもの、尾張に召運あり、圓光の燈を傳ふるもの、

南紀に明秀あり、而して、京都は教旨發現の地なるを以て、一門の俊傑常に此に來往せしもの、如しと雖、前期と殆ど同じ時期を以て、終局を告げし、南北朝五十七年間の擾亂に遭遇して、祖宗の教跡頗る衰頹の運に屬し、轉じて當期に入り、應仁の兵亂に觸れて、更に一層の逆境に陥り、教祖の跡殆ど遺餘なきに至りしかと、思はるゝ程の状態なるを以て、當時京都に於ける、當流の景勢は全く意氣銷沈と云ふの外なるかるべしと察せらるゝのである、所で斯る時代にも、尙ほ教祖の跡を慕ふて、行觀觀教道覺等が、禪林寺に入て維持を講じ、祖閑秀旭等が光明寺に住して、法燈を繼ぎたる功績の忘るべからざるものがある、又道意頓乘等の統を承けて、其大部分は京都と三河とに、深草一流の教旨を宣傳せられたる、堯惠暢意龍藝等の明師あり、其他了音の末裔に屬する、智通達智融傳等ありて、濃尾兩國に教區を開き又本山義の燈を傳へたる、惠篤ありて、洛陽に法光を輝せしが如き、當時明匠知識の輩出に伴ひ、教旨の普及甚だ隆盛であつた、そして此の時代に於て、特に吾人の

注意を要するものは、彼の國師彌天の獨特己證に係る、曼荼羅事相の教旨の勃興是なり、就中最も盛に鼓吹せられたる者は、明秀、融舜、秀旭、宏善、顯貞、融隆、長威、龍道等の宗匠にて、當世に教を唱へ、且つ各々其奥旨を書に筆して、後代の法孫に傳ふ、斯の如く明匠知識が、當代に群起して、各地に教旨を宣布せられたるの光景は、猶ほ夏に於ける野山の草木の、蔚然として枝葉彌増に繁茂せるが如きの觀がある、而して當期に於ける主なる宗匠を舉れば左の如し。

觀教

國師滅後百四十三年示寂、師の行觀に繼ぎ鶴木光明寺に住す

達智

國師滅後百四十三年示寂、祐福寺開基

道覺

國師滅後百四十九年示寂、師の觀教に繼ぎ鶴木光明寺に住す

南紀に明秀あり、而して、京都は教旨發現の地なるを以て、一門の俊傑常に此に來往せしもの、如しと雖、前期と殆ど同じ時期を以て、終局を告げし、南北朝五十七年間の擾亂に遭遇して、祖宗の教跡頗る衰頹の運に屬し、轉じて當期に入り、應仁の兵亂に觸れて、更に一層の逆境に陥り、教祖の跡殆ど遺餘なきに至りしかと、思はるゝ程の状態なるを以て、當時京都に於ける、當流の景勢は全く意氣銷沈と云ふの外なるかるべしと察せらるゝのである、所で斯る時代にも、尙ほ教祖の跡を慕ふて、行觀觀教道覺等が、禪林寺に入て維持を講じ、祖閑秀旭等が光明寺に住して、法燈を繼ぎたる功績の忘るべからざるものがある、又道意頓乘等の統を承けて、其大部分は京都と三河とに、深草一流の教旨を宣傳せられたる、堯惠暢意龍藝等の明師あり、其他了音の末裔に屬する、智通達智融傳等ありて、濃尾兩國に教區を開き又本山義の燈を傳へたる、惠篤ありて、洛陽に法光を輝せしが如き、當時明匠知識の輩出に伴ひ、教旨の普及甚だ隆盛であつた、そして此の時代に於て、特に吾人の

注意を要するものは、彼の國師彌天の獨特己證に係る、曼荼羅事相の教旨の勃興是なり、就中最も盛に鼓吹せられたる者は、明秀、融舜、秀旭、宏善、顯貞、融隆、長感、龍道等の宗匠にて、當世に教を唱へ、且つ各々其奥旨を書に筆して、後代の法孫に傳ふ、斯の如く明匠知識が、當代に群起して、各地に教旨を宣布せられたるの光景は、猶ほ夏に於ける野山の草木の、蔚然として枝葉彌増に繁茂せるが如きの觀がある、而して當期に於ける主なる宗匠を舉れば左の如し。

觀教

國師滅後百四十三年示寂、師の行觀に繼ぎ鶴木光明寺に住す

達智

國師滅後百四十三年示寂、祐福寺開基

道覺

國師滅後百四十九年示寂、師の觀教に繼ぎ鶴木光明寺に住す

堯惠

國師滅後百四十九年示寂、選擇私集論注私集小經私集の著あり

智通

國師滅後百五十七年示寂、立政寺開山、觀經疏口筆十六選擇口筆五論注口筆若干卷の著あり

識阿

國師滅後百六十年示寂、常州善導寺開基

圓光

國師滅後百七十四年示寂、奥州往生禪寺開基真似牛濟度の事ありと傳ふ

光融

國師滅後百八十二年示寂、紀伊善導寺開基

融傳

國師滅後百九十一年示寂、正覺寺開基

暢意

國師滅後百九十二年示寂、變相抄四十八卷世深草抄と云ふ(未見)

龍藝

國師滅後百九十三年示寂、法藏寺開基

召運

國師滅後二百一十七年示寂、常念寺開基

相嚴

國師滅後二百二十一年示寂、京常樂寺開基

榮運

國師滅後二百二十五年示寂、禪林寺中興

妙諫

國師滅後二百二十七年示寂、佛陀寺中興

明秀

國師滅後二百四十二年示寂、總持寺開山、選擇私鈔三淨土名目三愚要鈔三四十八願鈔二曼陀羅注記鈔十報身報土義一卷等の著あり又、法藏寺、深專寺、淨教寺、明秀寺、安樂寺、竹園社等を開基す

天祐

國師滅後二百四十一年示寂、崇福寺開山

惠篤

國師滅後二百四十六年示寂、般舟院開山

榮覺

國師滅後二百四十六年示寂、尾州常樂寺、正住院開山

相忍

國師滅後二百六十二年示寂、越前安養寺、京善長寺開基

融舜

國師滅後二百七十七年示寂、觀經厭欣鈔三卷著

顯忠

國師滅後二百九十六年示寂、曼陀羅顯忠記十二卷著

秀旭

國師滅後三百〇五年示寂、光明寺興隆、曼陀羅教旨顯揚の宗師なり

宏善

國師滅後三百十一年示寂、曼陀羅抄十卷著

顯貞

國師滅後三百十八年示寂、曼陀鈔五卷著(未見)

登順

國師滅後三百二十七年示寂、光明寺住持の當時宗祖の影像、參内の始め、淨土門根元地の勅書を賜ふ又、光松寺を開基す

慶嶽

國師滅後三百二十八年示寂、信長公の從弟誓願寺に住す、信長公より祇園社の寶鐸寄付

託賢

國師滅後三百三十九年示寂、總持寺住泉州常見寺開基

甫叔

國師滅後三百四十年示寂、禪林寺住、御留の繪旨、學席の繪旨を賜ふ、融雲寺を開基す

融隆

國師滅後三百四十九年示寂、西林寺開基、曼陀羅見聞記著

果空

國師滅後三百七十七年示寂、彌陀經裙葉集、曼陀羅抄三卷(未見)

長感

國師滅後三百七十八年示寂、曼陀羅大畧鈔二卷著

澤道

國師滅後三百七十九年示寂、正覺寺在住の當時日蓮宗徒と教旨を論す

龍道

國師滅後三百八十九年示寂、曼陀羅抄五卷著(未見)

七 第二期教旨混濫の時代

國師滅後三百九十年、明正帝の寛永十三年より、桃園帝の寶曆十一年、是湛の遷化まで、百二十六年間は、教旨混濫の時代にて、彌天の法燈將に消えんとするの光

景を示すに至つた、所で、當代は前期にも比類稀なる程の博覽の碩學繼起續出して吾が教海の波濤を鼓動した、其の眞價は兎に角、當代に放ちたる、彼等の光彩は頗る大なるものであつた、就中、群倫に首出せるものを、總持の南楚とす、師初め、長感に宗乘を承け、天海に天台を習ひ、圓耳に禪を問ひ、靈岸に其の所傳を聞きしが如く、四方に遊びて大に悟る所ありき、後總持に在つて、頻りに法鼓を鳴らし、盛に自家の所信を唱導せられた、そは、當世一派の學者の多くは、古來傳承の末鈔にのみ拘泥して、廣く經論を涉獵せざるの淺見を慨し、又一流一派の口傳相傳を成立せんとして、迂遠なる義趣を語るの狹量を歎じ、別に一家の學風を開きて、博覽考證を能とし、列祖同轍の、單純淨土主義を主張せられた、而して、重笠義苑隨聞記等の數部の著書もあり、且つ當時一流の俊才多く其門下より生れた、中にも、積峰は東山に、倍山は西山に、各々絶えたる法脈傳承の道を開きて、法孫の紹隆を圖つた、是を以て、天下の末葉、舉て其所傳に風靡せられた、そして、其の主義を

擴張するに與て力ありしものを、貞準、純固、超然、洞空、炬範等とす、そは、此等の有力家、各々多く書を著し、吾が學海に對して、貢獻する所尠からざるを以て吾人は茲に之を感謝せざるを得ざる次第にてはあれど、顧みて彼等が唱導する所と、國師彌天の教旨とを比較對照するに、或は相容れざるかの感ありて存するは、實に千歳の遺憾とす、即ち彼等は、彌天教旨の主張を差置き、列祖同轍主義を第一義として、これが唱導に勉めたるの結果、自家存立の基礎を空ふし、殆ど鎮西義に混同し去りたるかの嫌ひがある、斯様に、學者の主義信仰、並に一流の風潮此に至りし所以のもの、其の因素より一にして足らざるべしと雖、當時の政府徳川氏が單純淨土宗の歸依者たるの因縁が一の原因を爲したるものであらうと思ふ、即ち當時淨土宗寺院は、自ら社會より光榮視せられ、従つて勢力も強大なりしかば、本來淨土宗名を冠頭に措き、風儀も相似て違ふ所なきより、自然西山の一流の態度を捨て、何事も單純淨土宗的に傾き、専ら外觀の美を装ひ、且つ當時に都合よき、

時の糊塗策を用ひたるの結果、終に一流の主義信仰までも、時流相應の風情に陥つたのであらうかと思ふ。

抑一流の大勢斯の如き時に當り、竹林に昌道あり、彼は學者舉て他流混同の教義に左袒し、その本領たる彌天の教旨を滅却し去るかの觀あるを慨し、別に彼等に伴はざる一家言を唱導するに至つた、即ち教相の方面には、西谷深草の二流を祖述して、教義の調和を企圖した、又事相の方面には曼荼羅辨釋等を著述して、國師彌天の本意を宣傳する方法を講じた、而して當代彼れが教範に同意を表して、其主義の擴張に勉めたるもの、前には西山の臥雲、后には東山の是湛等あり、各々當時に鳴り、且後代に傳ふるに著書を以てす、其功勳の多大なることに對し、吾人は大に之を感謝するのである、所で昌道等の一家も、亦流派の範疇を破壊して、教義の調和を企てたるの結果、勢ひ牽強附會の誤謬に陥りたるかの嫌ひあるのみが、聊か遺憾とする所である、それから、云何に簡短を主とする史談にもせよ、當代の出來事

として、尙ほ二つの數へ置きたき事柄がある、そは、一は空覺が二尊院の壁中より、國師の遺書五疏の觀門義鈔を發見したることにて、彼れはこの寶書を得て、歡喜措く能はず、之を世に發行して、衆と共に利益を蒙らんことを志し、終に原本は和字の鈔記なるを、漢字に書換へ、印刷して世に弘通することゝなつた、是れ現今世に流布する所の、觀門義四十三卷はそれである、其外彼れは、女院御書をも發見して、世に弘むることゝした、斯く國師の教旨弘通に對し、彼れが盡したる功績は實に廣大である、吾人は彼れに向つて、大に感謝すべき義務のあることを忘れてはならぬ。

他の一は、助三が著に係る、圓戒補助儀三卷に對する評論が、終に幕府の公裁に依りて、解決を見るに至つた事件である、助三は、曾て洞空等と、貞準の會下に在て業を受けたのであるが、常に、自筆鈔、他筆鈔、三十八卷鈔、私記等を手にして放たさるのみならず、述誠、希聞鈔等を讀みたる助三は、彼れ重笠、新記等に執着せ

る、洞空等は、其の教旨信仰全く違ふてある、是を以て、助三が圓戒補助儀三卷を著し、板に刻して世に弘むるや、洞空は直に筆を操て、補助儀辨正一卷を著し、大に駁撃を加へた、宗覺も彈劾一卷を編して、補助儀の缺點を數ふるに至つた、然れども助三は黙して答へなんだ、この答へなんだのを、當時の學徒等は、無能として之を批難した、所で、是空が東山退休の後、門中寺院は、助三を淨土寺より歡迎して、東山の後董に擬せんとした、之を、會下の大衆が同盟して拒障を申入れた、此の事の結果として、助三は知恩寺等の仲裁に一任し、東山に一代の名牌を存置することの取扱に満足して、太秦の圓融軒に隱居した、其後、助三の弟子阿三が、中座講の輪番に當りたるを、會下の大衆が、亦之を拒んで、彼れは無能なる助三の弟子であるとのことを以て、大に之を排斥した、此に於てか、阿三は大に憤慨して兩本山へ訟へた、けれども、是れ敵に訴ふると同じことで、不利益なることは無論なる事情があつた、それで、阿三は一轉して、東都に入り、幕府の公裁を仰いだ、公

裁の結果、西本山々主は、脱紫着黒退山を命せられた、時に東本山の湖南は、東上中客舎に病没せられたるを以て、請ふて遺骨を山に埋むることを許された、西本山の惠雲は、一山の評議に依り、世代を削除した、それから、被告中の主たる洞空は申すに及ばず、多くの後援者は、大底脱衣追放に處せられた、翻て、助三は公命に依り、東山の貫主と爲り、從て阿三は、會下の第一座に昇進した、蓋し公裁の、阿三に勝利を與へた理由は、記録の徴するに足るものがないから、判明せぬが、畢竟當代教旨混濫の時に際し、洞空等が、天台戒其まゝを吾が家の戒法であるとの信仰を抱ける一派が、兩本山等の多數の勢援を一團としたるさへ、終に敗訴となつて、そして孤行資けなき助三の主張に係る、戒念一致義の阿三が、勝訴に歸した判決眼はどこにあつたのであらうか、是れ吾人が研究に價ひする、頗る面白き史談である以上之を要するに、當代に於て、助三が彌天の遺書を繕きて己證の教旨を味ひ、昌道等が教相事相に依りて、彌天の法門を擧揚したることは確かな事實ではあるが、

何分一流の大勢は滔々として、列祖同轍の教義信仰に傾注し、單純淨土主義と、殆ど撰ぶなきの風情を示すまでの混濫に陥り國師彌天の教旨は、果して何處に存するかを怪しみ問はしむる程の時代の趨勢に至つた、そは、當代の南楚、積峰、倍山、貞準、純固、超然、洞空、矩範等博覽高才の學師、前後東西に唱和して、盛に後學を訓導し、且つ各々頻りに書を編して、列祖同轍の教旨を世に弘布するの經營に従事せられたからである、所で、此等高才の師の前後輩出に依りて、吾が學林は、一時異彩を放ち外觀の美は、稍々光榮あるもの、如く見えたが、其實、國師彌天の面目に對し、暗に輕侮を加へたといはほか、或は時流に阿つたといはほか、兎に角一流教旨の本領を無視したるの傾きがある、豈に慨せざるを得んや、當代に於ける一流の景狀、之を譬ふるに、猶ほ秋に於ける、野山の紅葉、之を遠く望めば、宛も錦を織りなせるに似て、其風光の美、頗る愛すべきが如しと雖、近く此に接すれば多くは是れ、秋風に吹曝されたる枯葉のみ、枯葉の實相豈に悲觀なきを得んや、當

代吾が教旨混濫界の狀景察すべきなり、例に依り其主なる人を舉れば左の如し、

積峰

國師滅後四百十二年示寂、寶幢寺開基

白峰

國師滅後四百二十一年示寂、南楚の鈔記多く此師の筆に成ると云ふ

南楚

國師滅後四百二十五年示寂、教學一變の宗匠、觀經疏重笠十三具疏記八大經義苑七論注隨聞記五六物採摘三布薩辨正二等の著あり

倍山

國師滅後四百二十八年示寂、光明寺中興

善廓

國師滅後四百二十八年示寂、法然上人別傳注同年譜著、

純固

國師滅後四百二十八年示寂、觀經疏顯揚鈔善導別傳注西山畧傳等著

貞準

國師滅後四百三十九年示寂、觀經疏新記小經直解安樂集新鈔十因新鈔指要鈔淨土承繼譜等を著す

太悅

國師滅後四百四十年示寂、曼陀羅註記聞書合集三十二卷著

空覺

國師滅後四百四十五年示寂、觀門義鈔女院御書其他古書開發の功勞者

教山

示寂の年月未詳、鎮勸用心新鈔著

休團

國師滅後四百五十年示寂、論注私記七卷著(未見)

昌道

國師滅後四百五十五年示寂、選擇要義鈔十曼茶羅辨釋八同科節三同畧要義一等著

是空

國師滅後四百五十八年示寂、曼茶羅注記鈔九鎮勸用心私鈔一著

助三

國師滅後四百五十八年示寂、圓頓戒補助儀三卷著

勤超

國師滅後四百六十年示寂、論註講要私記著

洞空

國師滅後四百六十一年示寂、補助儀辨正一觀經會疏三同釋要二梵網古迹撮要六戒疏順正記四一枚記請骨目鈔破戒往生章等著

瑞山

國師滅後四百六十一年示寂、蓮門課誦編

貞暉

國師滅後四百六十三年示寂、國師年譜編

古白

國師滅後四百六十六年示寂、鎮勸用心鈔著

超然

國師滅後四百四十一年示寂、餘論集三淨土解惑章玄義別行鈔發願文和解等著

慈空

國師滅後四百七十三年示寂、蓮門小清規一臨終節要一著

顯惠

國師滅後四百七十四年示寂、起信幻虎錄辨偽并に破邪決著

阿三

國師滅後四百七十八年示寂、補助儀諍論の勝利者、序分私記定善私記選擇私記校

正印行者

炬範

國師滅後四百七十九年示寂、大經畧箋八論注直箋八著

澤了

國師滅後四百八十四年示寂、十二祖畧傳一新物故集二等著

主一

國師滅後四百九十四年示寂、蓮門却掃編著

臥雲

國師滅後四百九十六年示寂、指迷顯正決二、金剛心義二、十門辨惑論纂述四、論
注撮要補欠鈔七等著

白雄

國師滅後五百八年示寂、稱念決定編著(未見)

是湛

國師滅後五百十五年示寂、國師傳報恩鈔七著

八 第四期教旨暗黒時代

國師滅後五百十六年、桃園帝の實曆十二年より、今時に至る百四十餘年間は、前期の單稱淨土宗主義に同化せる風情が、當代に至て層一層の勢力を増殖し來り、本來自家の本領たる、西山派其ものゝ主義精神は、殆ど棲息の餘地なきまでの微力なる窮境に陥つた、そは當代に於ける一流趨勢の一斑を觀察するに、即ち學林に學を講ずるものゝ多くは、専ら列祖の疏章を涉獵するに勉めて、其博覽に誇れども、獨り彌天の遺書を手にはせざることを耻とせず、又教堂に群集する信徒は、常に一枚起請

文の教訓に浴すれども、絶て鎮懃用心の指導に接するを得ず、是を以て、名は西山派にして、其實は蟬の脱殻に等しく、毫も彌天の兒孫らしき教旨信仰を有せざる僧俗が、趨勢の威力に驅り立てられて、遷移し去るの光景は、宛も長夜の暗黒界に彷徨しつゝあるの觀がある。

さて當代の初期に當り、教旨弘通に關する一大紛爭があつた、そは、安永九年正月の初め頃に、豊前の合元寺仙旭が、法藏院及專光寺に於て、各々數日間、一定の同行會衆に對して、西山派の相承に關する教旨を教授した、會衆は、無上の教旨を聞き得て、未曾有の歡喜に充たされた、此法音の評判が、近村近郷は申すまでもなく豊國の上下を通じて有りがたい法である、否異安心である杯と色々の取沙汰となつた、そこで、捨置きがたき事情に依り、彼の國に於ける、一流寺院は相會して此事を討議した、其結果は、終に異法弘通であるとの事を以て、京都兩本山の役所へ認められた、役所は調査を遂げたが、同じく異法弘通であると認めた、ところが、異法と

言はい異法でもあらふ、即當時の掟と言ひ、信仰と言ひ、弘通の方法と言ひ、すべて仙旭が信念と、彼れが實行の規準とを容れざる、當代暗黒界の風情であるから、異法の名を以て處斷せるるゝも是非のないことである、併し、今調書に依ると、仙旭が實際教授したる所の教義は、全く五重傳法であつて、今時、吾人が専ら營みつゝある、五重相承の方法と大に同ふして少し違ひある位の事ぢや、而して、其違ふ所も、強ち排斥すべき事柄でもなく、又罪過視する程のことでもない、畢竟、仙旭が信念開發の手段として、當時の耳目に新なる様な勤行作法杯を用いたでもあらうが、彼れが曼荼羅事相の法門に依て、機法一體生佛一如の沙汰に及びたるが如き所より察すれば、所詮は、軒端三尺高き彌天教旨の證得義を説示したのであるから、假令い異法にもせよ、恕すれば恕せられぬ譯ではない、然るに兩本山は容赦なく、異法弘通、宗義混濫の名を以て、大に譴責した、住職をも差免した、國の寺社奉行は、仙旭に對して、仲津井に備後筑前の三領内御構仰付られた、又是れより前に、法

藏院井に専光寺は、旅僧を無斷宿泊せしめ、且内行不勝の廉を以て、小倉藩より追院、領内御構仰付られた、斯様に、佛祖の使命を奉じて教役に従事しつゝある仙旭等は、本山役所より、又國法より、特に同法の寺院より來れる強大なる迫害に遇ふて、頓に教旨弘通の道を遮斷せらるゝのみならず、身は不幸なる日蔭の者となつて空しく死するに至つた、悲ひ哉、蓋し、當時教旨暗黒界に於ける一流の消息は、仙旭に與へたる判決に依ても、其大體を察するに足る、即ち彼れ仙旭が、教旨弘通の目的を愛せずして、それに隨伴する所の手段方法を責るに至つたのは、畢竟重きを教旨信仰に措かざる結果に相違ない、ところで、當時の掟を以て、事情を酌量せず、處斷すれば、仙旭に對する本山の處置は、其當を得たものでもあらうが、しかし、信徒の信仰に對する念慮は頗る冷淡であつたと言ふことが知れる、さて、前陳の如く、仙旭は不幸日蔭の者となつたはなつたが、爾來十八ヶ年の、寛政九年六月京都御所の内、善光庵に在て、曼陀羅畧讚解三卷を著し、之を世に公にした、即ち

其書今猶世に存してある、されば、彼れ仙旭の形は日蔭の者となつて死したてはあ
るが、生命は今猶活動しつゝあると謂つてよい。

それから、此れは前來の終りより、當代の初期に屬して、そして單稱淨土主義の
人ではあるが、吾人は其徳と其學の深大なるに對して、最も大なる尊敬を表する
所の、高僧俊鳳あつて、當世に光彩を放つた、彼れは天台眞言等の諸宗に通じ、且
つ諸子百家の書に涉るのみならず、詩文和歌をも善くした、就中最も其道に達した
のは禪と戒とであつた、即ち戒は大乗戒の興隆に勉め、自ら實踐躬行して世の模範
となり、殊に、大乘戒義二卷の著を始として、戒に關する著書は管に三五のみにあ
らず、而して其禪は、長州音首座の提獎を得て悟る所あつた、彼れ或る時、桑名に
驢旅の客となつて、たま／＼白隱和尚に値遇した、そして自家の證道を告白した、
和向之を是として認可を與へ、即ち自ら一肩の袈裟を取り出して、其背後に南無阿彌
陀佛と手書し、之を贈りて其所得を證明した、尙ほ世に知られたる、安心ほこりた

ゝきも、和尚より彼れに贈りたるものである、蓋し彼れは、禪と戒とに精通したる
を以て満足し得るものではない、究竟一行三昧に入るを目的とした、彼れは終に強
信の專修者となつて、善導吉水の先蹤に隨從した、唯だ吾人の恨む所は、彼れ未だ
全く彌天の教旨に精通せざる一事である、彼れは、三井圓滿院の門主の需めに應じ
て、西方徑路一卷を著し、其外淨土の教義等に關し、選擇順正記、西山覆古編等數
部の著書もある、されど彼れは唯だ、單稱淨土主義を唱導するに止りて、毫も彌
天教旨の趣味はない、管に是なきのみならず、彼れは善導吉水の義に稱はざるもの
は國師の説と雖も採らぬと宣言した、彼れは曼荼羅註記にも疑團を存して居たが、
秘決集杯は全然國師の著でないを排斥したる惠行の説に従ふた、嗚呼當代に於ける
唯一の高僧彼れにして、國師彌天を見る事斯の如き状態より察すれば、他は推して
知るべきである。

ところが、此に俊鳳と同世に出でた、出群の名師があつた、そは道澄寺の湛好であ

る、今傳記を詳かにせぬが、口碑に依れば、彼れは律師を以て尊敬せらるゝ徳行家たるのみならず、學、華嚴に達し、特に深草一家の教義に精通した、彼れは講授の傍ら、筆硯を友として記述を事とせられたとある、就中、鎮勸用心講要、并に二教辨は眞に小冊子に過ぎずと雖、一流の教旨信仰を明快に宣言せられたるの價値は頗る偉大である、彼れは慥に當代に一異彩を放つて、暗黒界の迷徒に或る感化を與へ、稍々満足せしめ得たのみならず、後世の今に生れた吾人さへ、彼れが宣言の指導に浴して、深き感謝を捧げつゝあるのである。

それから、當代の中頃に至り、教旨の暗黒界に、一道の光明を認められたものがあつた、それは、一は東山の會下の枯澄、一は西山の會下の亮範である、彼れ等は、行觀の私記を讀んで大に驚き、斯の如き趣味多き教義法門の指導あるにも拘はらず、中世以來、學者の多くが、針路を誤りて他の邪徑に踏み入り、自ら省みて自家の大道に歸ることを忘れたるの愚かさよと、そして、彼等は、此光明を認めて、自家の信

念を新にすると同時に、前途多大なる快感に充たされて勇奮した、先づ第一に隱没せる祖書の探求と、之れが開板とに従事した、即ち今彼れ等が発見した古書の五六を舉れば、觀經疏大意、五段抄、安心抄、證得往生義、三十ヶ條、事相名目抄、大圖名目、淨土顯揚抄等にして、此等は何れも一小冊に過ぎずと雖も、彌天教旨を傳ふる價値に至ては頗る偉大なるものゝ存することを彼等に認められたのである、其他秘決集、密要決、四十八願要釋抄等の祖書が、吾家の寶書であると言ふことも、彼れ等の指導に依て、其價値を窺ひ知る様になつたのである、又明秀の愚要抄、四十八願抄、三卷名目等の眞價を稱讚するに至つたのも、矢張彼等の識量より發揮せられたのである、又當時彼等自己の手に依つたものと、他の勞を借りたるものとはあれど、一流に取ては頗る大なる事業の成功を見るに至つた、即ち觀經疏の他筆抄十卷、同散善義私記、具疏私記等を印刷して、世に流布したことである、後に枯澄は總持寺に榮轉して、一山大衆を指導した、されど、彼れは常に病魔に惱まされて